



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

令和1年度日本弁理士クラブ幹事長 福田伸一

1. はじめに

前年度日本弁理士クラブ第2回定時総会を経て本年1月1日に日本弁理士クラブ幹事長に就任してから9か月程度が経過し、残す任期も3か月程度になりました。

平成27年度・平成28年度の伊丹勝元日本弁理士会会長、平成29年度・平成30年度の渡邊敬介前日本弁理士会会長に続き、平成31年4月1日からの2年間、日本弁理士クラブに所属する清水善廣会員が、日本弁理士会会長として、日本弁理士会を牽引しております。

清水善廣日本弁理士会会長の推薦母体である日本弁理士クラブにおきましても、日本弁理士クラブ会則第2条（目的）に鑑み、日本弁理士会の円滑な活動に寄与するべく、日本弁理士会の執行部を積極的にバックアップすることが本年度の活動の重要な柱の一つとなっています。

日本弁理士クラブ会則第2条（目的）

本クラブは所属各会派の協調のもとに日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し、所属各会派並びにその会員相互の親睦及び福利の増進を図ることを目的とする。

2. 本年度の活動

日本弁理士クラブは、これまで日本弁理士会の活動に対して多くの政策提言を行ってまいりました。そして、これからも積極的な政策提言を行っていくことが日本弁理士クラブの重要な責務であると考えます。本年度も、日本弁理士会執行部からの依頼に基づく事案の検討はもとより、清水会長との個別

ミーティングを通じて様々な提案を行っているところです。

日本弁理士会の会務運営への協力も日本弁理士クラブの重要な責務の一つです。日本弁理士会には地域会、付属機関、委員会、WG等、様々な組織が存在し、各々の目的に則った活動を行っています。これらの組織は、多くの会員のボランティアによって運営されているところ、ここへ多数の優れた人材を途切れることなく推薦し続けることで、日本弁理士会の会務運営が円滑に行えるよう、日本弁理士クラブ所属の各会派が尽力しているところです。案外知られていないこととして、日本弁理士会役員定時選挙が投票選挙となった場合、極めて短い期間で多数の郵便投票立会人、開票立会人を選任し、役員選挙の公正性維持のために協力しています。

日本弁理士クラブは、弁理士春秋会、南甲弁理士クラブ、稲門弁理士クラブ、無名会、PA会の5つの会派の連合体であり、各会派に参加すると自動的に日本弁理士クラブの会員になります（日本弁理士クラブ会則第3条）。様々なイベントを通じて5つの会派に所属する会員相互の懇親を深めることも、日本弁理士クラブの目的に基づく重要な役割です。各イベントの詳細は本誌掲載の活動報告に譲るとして、本年度も旅行会、ゴルフ大会、テニス大会、ボウリング大会、リレーマラソン大会等、様々な行事を企画実行しています。

日本弁理士クラブ会則第3条（組織）

1. 本クラブは本クラブの所属各会派に属する弁理士を以て構成する。
2. 本クラブの所属会派は弁理士を会員とする

別表記載の会派とする。

3. 所属各会派の会員となった弁理士は自動的に本クラブの会員となる。

本年度は、日本弁理士クラブにとって継続研修における単位認定機関として認定された初年度にあたります。担当する太田副幹事長のもと、研修委員会においては研修企画を立案し、年度内の実施を目指しているところです。

日本弁理士会役員定時選挙における日本弁理士クラブに所属する候補者の推薦及び支援も重要な事業です。本年度は、令和2年度の副会長、常議員、監事に関する選挙になります。本稿執筆時点では選挙結果が出ていませんが、選挙に至る過程における関係者のご尽力に、感謝申し上げる次第です。

本年度は、政策委員会・規約委員会に、日本弁理士クラブの各種規約の全面的な見直しをお願いしました。これは、長年にわたり運用されてきた各種規約を今一度見直し、修正が必要な事項は修正し、そうでない事項は修正せずに引き続き運用しようとするものです。このような作業を数年に一度行うことで、時代や環境に対応する組織づくりができるのではないかと考えております。

日本弁理士会内の会派には、主に近畿地方以西の弁理士によって構成される西日本弁理士クラブ、関東圏の弁理士クラブと弁理士同友会に所属する弁理士によって構成される弁理士連合クラブが存在します。本年度も各々の旅行会において相互に所属会員を招待し、深夜まで意見交換を行なうと共に、翌日はゴルフ、観光等により親睦を深めているところです。また、西日本弁理士クラブの小谷昌崇幹事長、連合弁理士クラブの塩野谷英城幹事長とは個別に意見交換会を行うことで意思疎通をはかっているところです。

3. おわりに

創設から70年以上の歴史を有する日本弁理士クラブが日本弁理士会をしっかりと支える会派としての責務を果たすには、日本弁理士クラブの歴史はもとより、制度創設から120年になる弁理士制度の歴史を学ぶことも必要です。歴史を踏まえ、知的財産制度を取巻く昨今の環境を十分に理解した上で、短期、中期、長期的な弁理士制度を構築していくことが必要であると考えております。

日本弁理士クラブは、当会派に所属する会員はもとより、他の会派に所属する弁理士、更には、会派に属さない弁理士にとっても魅力のある弁理士制度とするべく、今後も活動してまいりたいと考えております。

この1年間、平成最後の幹事長として、また、新元号である令和の下での最初の幹事長として、微力ではありますが日本弁理士クラブを円滑に運営し、日本弁理士会の活動に寄与してまいり所存でありますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。



夢と希望のある知財立国の実現を目指して ～弁理士絆プロジェクト～

日本弁理士会会長 清水善廣

1. はじめに

令和元年度定時総会において承認された本年度事業計画と予算に従い「夢と希望のある知財立国の実現」をスローガンに会務を執行しています。

経済のグローバル化が進み、第4次産業革命が進展する中で我国の産業競争力強化のためイノベーションの創出と知財の活用の重要性が高まり、知的財産の専門化である我々弁理士がその使命を果たすべく活躍することが求められています。

本年度執行役員会はそのような認識の中で我々弁理士の活動基盤の強化を最重点課題としてとらえ、弁理士絆プロジェクトを立ち上げ、実行に移しています。

今までの主な活動状況をご報告いたします。

2. 弁理士制度120周年記念行事

～知財を支えて120年～

令和元年7月1日、ホテルニューオータニ東京の鶴の間において寛仁親王妃信子殿下並びに三権の長ご臨席の下、弁理士制度120周年記念式典・祝賀会を挙行いたしました。会員の皆様のご協力によって参加者は536名を数え、無事、盛大に執り行うことができました。

式典・祝賀会の挙行に当たり日弁の動員力のすごさにただただ感謝の気持ちで一杯です。会員の皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

式典前に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長である武藤敏郎氏をお招きしての記念講演会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と日本の未来」を行いました。東京オリンピック・パラリンピックが目の前に迫っ

ていることを実感しましたが、日本弁理士会として明年の成功に向けて引き続き協力して行きます。

なお、祝賀会では9地域会対抗「地酒」コンテストが行われ、お国自慢のお酒が用意され、支部から地域会、支部長から地域会会長へと名称変更された令和の祝賀会に大いに華を添えました。

3. 弁理士絆プロジェクト

～夢と希望のある弁理士業界の実現を目指して～

弁理士の活躍なくして知財立国の実現はあり得ません。そこで、夢と希望のある弁理士業界の実現を目指し弁理士絆プロジェクトを立ち上げています。プロジェクトの実行に際し知財広め隊や弁理士知財キャラバンで得られた知見を活かさせていただいています。

その進捗状況をご報告いたします。

(1) 金融機関との絆

弁理士絆プロジェクト推進本部を立ち上げ、金融機関チームが中心となり、地域における金融機関と弁理士の連携による知財を活用した中小企業支援を目指しています。そのため、地銀、第2地銀、信用金庫、信用組合など506箇所の金融機関にアンケート調査を実施し、約180箇所の機関から興味を示していただきました。今後、金融機関を対象としたセミナーの実施、金融機関に対するフォローアップ支援を地域会の会員の皆様と連携しながら実行してまいります。

(2) 企業との絆

関係団体連携促進ワーキンググループが中心となって日本知的財産協会（JIPA）との意見交換を

重ねています。コンフリクトの考え方などから議論を初めていますが、今後はJIPAの日本弁理士会に対するニーズを把握するとともに、個々の弁理士、個々の事務所への期待も把握し、JIPAとの連携によって知財を活用した日本の産業競争力の強化を目指します。

(3) 他士業との絆

経営基盤強化委員会を中心に他士業との交流会を企画、実行しています。弁護士、中小企業診断士との交流会の実施が決定していますが、今後は、技術士、公認会計士、税理士との交流を探って行きます。

(4) アカデミアとの絆

関係団体連携促進ワーキンググループが中心になり大学技術移転協議会（UNITT）との意見交換を進めています。また、弁理士絆プロジェクト推進本部のアカデミアチームが中心になり、科学技術振興機構（JST）との意見交換もスタートしています。JSTがほぼ毎週開催している新技術説明会に積極的に関与して弁理士が共同研究や技術移転のマッチングに関われるようにして行きたいと思えます。弁理士は権利化面では多くの大学、公的研究機関と関わりをもっていますが、共同研究のマッチングや技術移転への関与はまだまだ活発とは言えません。イノベーションの創出に寄与すべく弁理士とアカデミアとの連携を深めて行きます。

(5) 弁理士同士の絆

知財プレゼンス向上委員会が中心になり、企業、大学、国立研究機関、事務所弁理士の連携による産学連携への関与の検討を進めています。8月には会長、担当副会長出席の下、全委員による中間発表が行われました。12月にも会長、副会長出席の下、最終発表会が予定されています。最終発表を受け、具体的な産学連携の実行策を検討してまいります。

4. アジアツアー

「会長with国際活動に経験豊富な国際活動セン

ター員と巡る中国・北京3泊4日のアジアツアー」を企画・募集したところ抽選を行うほどの盛況ぶりでした。中国国家知識産権局（CNIPA）での口頭審理傍聴、北京市中級人民法院訪問、北京インターネット裁判所訪問、JETRO北京事務所訪問、中国特許事務所訪問、日本弁理士会主催セミナー開催、レセプション開催と盛沢山で、最終日に行ったレセプションでは中華商標協会、中華全国専利代理人協会のメンバーである35事務所からの参加があり、また、日本大使館、JETRO北京事務所の方々の参加もあり大変盛況の内に実行できました。一般会員を募っての海外遠征は初めての企画でしたが、中国等アジアへの関心の高まりを感じました。次年度も是非継続したいと思っています。

なお、今回のツアーでマスコットの「はっぴょん」が初めての海外遠征を果たし、レセプションでは写真撮影の列ができる大変な人気者でした。

5. 地域知財の活性化

本年度、特許庁、福島県等の公的機関が福島県の知財支援に重点的に取り組んでいます。日本弁理士会としても、東北会、各附属機関・委員会と連携して、福島支援事業に積極的に取り組み、そこで得られた成功事例を福島モデルとして、全国に展開して行ければと考えます。そこで本年度は、(1) 発明発掘や開発段階からの知財活用等の能力を向上させるための知財中級者向け特許塾、(2) ニーズオリエンテッドの知財マッチングを実施しています。この事業は地域知財活性化本部下に福島プロジェクトワーキンググループを設置して実行しています。

6. 商工会館・弁理士会館改修

商工会館・弁理士会館の改修を目指します。支部から地域会に、そして支部長から地域会会長に名称変更されて各地域会の活動は地域会事務所を拠点に非常に盛り上がっています。活動の活性化にはその活動拠点を利用しやすくする必要があります。日本弁理士会全会員の活動拠点となる弁理士会館を利用しやすくすることは非常に意義のあることです。委

員会活動や、或いは特許庁訪問など普段の活動の合間に立ち寄りたくなるような明るく開放的な弁理士会館に改修すべきと思います。また、訪日中の外国代理人にも立ち寄ってもらい、簡単なセミナーもできるようなスペースに作り込みたいと思います。

7. 広報活動

総会で決議された短中期広報戦略に基づき弁理士の認知度を上げるための広報活動を引き続き実行しています。今年、SNSでの拡散により20代～30代のビジネスパーソンを対象に弁理士の認知度を上げるべく、古坂大魔王、大原優乃によるミュージックビデオ (MV)「BENRI-C」を作製し、WEB広告を配信しています。是非ご覧になっていただきたいと思います。

8. 最後に

日本弁理士会会長として半年が経過しました。日々の会務活動を通し、日本弁理士会は日弁を中心に会派によって支えられていることを実感しています。夢と希望のある弁理士業界の実現を目指して会務の運営を進めていきますので、引き続き、日弁一丸となってご支援、ご協力の程、宜しく願いいたします。

以上



ご挨拶

日本弁理士会副会長 出野 知

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、平成31年度日本弁理士会の副会長を務めさせて頂いています出野知です。どうぞよろしくお願いいたします。

改元という歴史的な節目に当たる本年度は、会長、事務総長が共に新任であることや、地域会の名称が刷新されたことなどから高まっている革新の機運に乗り、第4次産業革命を見据えたチャレンジングな政策を鋭意進めて参りたいと存じます。

2. 会務報告

本年度新たに就任された清水善廣会長は、「夢と希望のある知財立国の実現」をスローガンに掲げ、種々の事業計画を策定しています。特に目玉事業を象徴するキーワードに「絆」を選び、弁理士絆プロジェクトを立ち上げました。

小職が担当する組織には、総会、常議員会、監事会をはじめとする各種会議、防災会議、例規委員会、中長期課題検討委員会の他、知財戦略本部対応ワーキンググループ、知財政策検討ワーキンググループ、関係団体連携促進ワーキンググループ、弁理士会館1階改修検討ワーキンググループをはじめとする各種ワーキンググループ、さらに会長室、事務局、中国会の他、特許庁、日本知的財産協会、知的財産戦略推進事務局をはじめとする各種外部団体が含まれます。

以下、平成31年9月第2週終了時点での主な活動状況をご報告いたします。

【弁理士絆プロジェクト】

本年度事業計画の筆頭に掲げられているように、最重要政策は弁理士の活動基盤強化です。その中で

も「業務の掘り起こし」を実効あらしめるため、特に外部との連携強化を図る「弁理士絆プロジェクト」を発足させ、その企画実行組織として、清水会長を本部長とする「弁理士絆プロジェクト推進本部」を立ち上げました。

本プロジェクトではまず、地方銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関との絆を構築し、中小企業を支援するのに役立つ知財活用モデルを提案します。そのアプローチには「弁理士知財キャラバン」事業や「知財広め隊」事業で得られた知見を活用します。そのため、従前これらの事業に深く関わってこられた全国の会員を中心に、企画実行部隊として「金融機関チーム」を結成しました。

また、特許庁が実施する「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」との協同を視野に、同庁総務部普及支援課との連携を密にしています。今後、金融機関を対象としたアンケート調査やヒアリング、その結果に基づくニーズ分析、知財評価ツールや弁理士向けマニュアルの作成、各種セミナーの準備、フォローアップ体制の構築等を進めていきます。上記アンケート調査の結果、全国506の金融機関の約6割から回答が届き、その回答のうち6割強が本プロジェクトへの興味を示すものでした。想定以上に高い関心が示されたことから当初予算では十分な対応ができなくなり、追加で一般会計の予備費を使用させて頂いています。

さらに、絆を深める相手先には、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、技術士、司法書士などの他士業を含めます。関係団体連携促進ワーキンググループによる他士業団体幹部との意見交換会等において、弁理士と他士業との双方にメリットが

ある具体的な連携形態を探ります。

企業関連団体やアカデミア団体との絆も積極的に構築します。特に、前年度関係団体連携促進ワーキンググループにおいて意見交換を実施した日本知的財産協会（JIPA）、大学技術移転協議会（UNITT）および日本医療研究開発機構（AMED）との間で、具体的な連携形態について詰めていきます。また、アカデミア団体に対する企画実行部隊として「アカデミアチーム」ワーキンググループを立ち上げ、科学技術振興機構（JST）が実施している新技術説明会への関与について検討を始めました。

以上は外部との連携強化に関するものですが、弁理士同士の絆を深めることも重要です。このため「知財プレゼンス向上委員会」を立ち上げ、企業やアカデミアに勤務する弁理士と事務所弁理士との間にある共通テーマに取り組んでいます。

【防災会議】

防災会議は、防災体制の整備および災害発生時の対応を策定するために設置された例規設置委員会です。事の性質上、各地域会を代表する委員が集まり、本年度は4/4に立ち上がりました。また、関東地域が被災した場合に備え、東海会の小西副会長に副担当を務めていただいています。

6/18に山形県沖で発生した地震は最大震度6強を記録し、該当地域に安否確認メールを配信する事態になりました。また8月末には九州北部が豪雨に見舞われ、さらに9/9には関東地方が台風15号の直撃を受け、各地に大きな被害もたらされました。活動期に入ったとされる地震のみならず、地球規模の気候変動がもたらす想定外の風水害に対する十分な備えが必要になっています。

【例規委員会】

例規委員会は、日本弁理士会例規に関する調査・研究をし、例規全般の整合性を図る措置を講ずるために設置された執行役員会設置委員会です。具体的には、例規の新設・改正が必要になった場合に、関係委員会等で作成された例規案について、その執行の際に起こり得る問題を様々な角度から検証しながら、確認をしていきます。本年度は、産業構造審議

会弁理士制度小委員会からの宿題として、事務所単位での利益相反規律を定めるという大きな課題があり、コンプライアンス委員会と協同で対応しています。

【中長期課題検討委員会】

中長期課題検討委員会は、文字通り中長期的に取り組むべき諸課題について調査研究を行うための執行役員会設置委員会です。

本年度は、前年度の活動成果を踏まえて6つの諮問事項を設定しました。その中で特に、今後の弁理士に求められる専門性の検討とその専門性を高めるための施策、産業構造の変化・多様化に応じた弁理士の業務範囲の拡大とそのための施策、会員の働き方・仕事の仕方の検討、ならびにこれらに付随する倫理規定、コンプライアンス、コンフリクト等の現行規則に関する検討を進めていきます。

さらに、ほぼすべての委員会等に対して、共通の審議委嘱事項として「中長期的に取り組むべき課題」を設定させていただきました。各組織から抽出される具体的な中長期的課題を考慮に入れることで、次年度以降、年度単位の取り組みだけでなく、中長期的な視点での対応が必要な取り組みをも含めた事業計画および予算が策定されることを企図した施策です。尚、抽出された課題を整理して執行役員会等へ提出する作業部隊として課題調査ワーキンググループを立ち上げました。既に各方面から多種多様な課題が提案されており、今後の進展が期待されます。

【弁理士会館1階改修検討ワーキンググループ】

弁理士会館1階の改修の是非を検討するためのワーキンググループを立ち上げました。検討の結果、弁理士会館1階東側部分を改修し、常設知的財産相談室と会員用打合せスペースを統合することで会員利用及び常設知的財産相談利用兼用の防音性の高い会議室を設置し、会員の利便性を高めるとともに、委員会前後の空き時間などに気軽に立ち寄って寛いだり、交流したり、あるいは一仕事できるような会員用ビジネスサポートスペースを設けることが提案されました。来年3月末の完成を目指し、必要

な手続き、検討を進めて参ります。

【執行役員会】

原則毎週水曜日に開催される執行役員会は、会務執行を判断する重要な場です。定型的な起案の他、外部要因によるアドホックな起案も多岐にわたります。特に、判断する上で専門性を求められる難題に、いかに客観的合理性をもって対処していくかが問われます。過不足のない正確な情報に基づく判断を心掛けています。

3. おわりに

各方面との「絆」を深め、弁理士の社会的存在意義を高めていけるよう、与えられた職務を着実に遂行していく所存です。引き続き会員の皆様方のご理解、ご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 津 田 理

本年度、日本弁理士会の副会長を務めさせて頂いている津田理（つだおさむ）です。

近年、AIなどの第4次産業革命に関連する技術が加速度的に進歩し、日本を含め世界各国で新しいビジネスの形が生まれています。清水会長は、多くのイノベーションが生まれる今こそ、弁理士が活躍すべきチャンスであると捉え、弁理士が積極的に外に繰り出し、外部との“絆”を深めて弁理士のプレゼンスを高める「弁理士絆プロジェクト」を目玉事業として本年度から実行していく予定です。私自身は、この「弁理士絆プロジェクト」を直接担当いたしません。日本弁理士クラブの会員の皆様には、是非ともご理解ご協力をお願い申し上げます。

以下、私の担当する日本弁理士会の附属機関・委員会について、本年度の活動予定をご報告させていただきます。

【広報センター】

広報センターは、知的財産の保護及び弁理士の業務に関する広報活動を、継続的かつ統一的に行うことで知的財産制度の発展に寄与することを目的として、例年に引き続き、イベント等を活用した広報を行うための事業（ノベルティグッズ作成など）、マスメディアを活用した広報を行うための事業（マスコミ対応など）、紙媒体・ウェブサイト等を活用した広報を行うための事業（広報誌の発行やHPの管理更新など）、「パテント」の発行を行うための事業を行います。

また、一昨年度、「日本弁理士会の短中期的広報戦略」を策定し、昨年度、その広報戦略に基づいて弁理士の認知度の向上を図る事業を行いました。本年

度も、認知度の向上に数値目標を設定して、同広報戦略に基づく事業を実行する予定です。

【知的財産経営センター（副担当）】

知的財産経営センターは、知財経営に関連する各分野での専門性を高め、その知見と情報の相互活用及び一元化を図ることにより、価値評価事業の推進、中小企業支援を有効に行い、産業社会における知財の活用をさらに促進すること、また、会員への情報提供を通じて、コア業務及び周辺業務の充実化支援を図ることを趣旨として設立されました。

本年度も、この設立趣旨をさらに深掘しながら、その課題達成に向けて各事業を実行する予定です。また本年度は、5年目を迎える弁理士知財キャラバン事業をバージョン2として再構築します。

【総合政策企画運営委員会】

総合政策企画運営委員会は、「日本弁理士会、弁理士制度、知的財産制度、知的財産支援の総合的な中・長期計画の検討」等を職務権限とします。現在（この原稿を書いている現在）、知的財産推進計画2019策定における提言内容の検討を行いました。また、昨年度から継続して、各種パブコメに日本弁理士会として有益な対応をするための施策についても、検討をする予定です。さらに、本年度は、日本弁理士会の事業の棚卸ルールについて、総合的な観点で検討をする予定です。

【弁理士法改正委員会】

弁理士法は、これまで7年ごとに（平成12年、19年、26年）に改正されてきました。弁理士法改正委員会

は、次回の法改正（これまでどおり7年ごとの改正であれば、令和3年）に向けて、適切な提言をできるように準備を進めます。

弁理士法改正委員会では、昨年度、次回の弁理士法改正で主張すべき項目についてアンケートを実施しましたので、本年度は、そのアンケート結果等を踏まえて具体的な検討を行う予定です。

【特許委員会】

特許委員会では、「日本の特許制度の課題の検討と改善に向けた取組み」、「近時の審判決の動向の調査及び研究と、それを踏まえた実務上の留意点の検討」、「第4次産業革命関連技術及びソフトウェア関連技術の適切な保護に関する調査、研究及び提言」などを、各部会で検討します。また、例年通り、各種のパブリックコメントへの対応や、特許庁との意見交換会をはじめとする外部知財関連団体との連携や協力を推進していく予定です。

【情報企画委員会】

情報企画委員会では、電子フォーラムや弁理士ナビの全般的管理を行います。昨年度から、弁理士ナビについてユーザビリティ向上（検索機能強化を中心とした改善）の検討を続けており、本年度は、その検討結果等を踏まえて弁理士ナビを改訂する予定です。

また、情報企画委員会では、インターネット会議システムの導入に向けた検討も行っています。昨年度、委員会でインターネット会議システムの試験運用を行いました。本年度も、引き続き試験運用を行い、インターネット会議システムを会務で活用するための環境及び条件の検討を進める予定です。

【弁理士制度120周年記念事業実行委員会】

日本の弁理士制度は、今年の7月1日に制度創設120周年を迎えます。日本弁理士会では、これを記念して「弁理士制度120周年記念式典・祝賀会」を以下の要領で挙行了しました。

日時：令和元年7月1日（月）

場所：ホテルニューオータニ

記念式典には、寛仁親王妃信子殿下をはじめ、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、経済産業大臣のご臨席を賜りました。また、記念式典前には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長による記念講演会を開催しました。記念祝賀会にも、多数のご来賓のご臨席を賜りました。記念式典・記念祝賀会ともに、多くの会員が参加し、終始盛況でした。

以上、簡単ですが会務報告とさせていただきます。一年間、日本弁理士会の副会長としての職務を全力で果たして参ります。日本弁理士クラブの会員の皆様には、日本弁理士会の会務へのご理解ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

副会長挨拶

日本弁理士会副会長 小西富雅

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和元年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております小西富雅です。昨年度の選挙におきましては多大なるご協力とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。おかげ様で無事当選となり、清水善廣会長のもと会務の執行にあたらせていただいています。

2. 会務報告

【会務の準備】

副会長に選出されますと、前年度の10月より次年度会務検討委員会を構成し、担当すべき次年度に向けて準備を始めます。会務全般のレクチャーから始まり、担当役員や事務局の皆様方から附属機関、各委員会及びWGの具体的活動状況の説明をうけます。本年度は、担当する附属機関や委員会を予め定めたうえでこれらのレクチャーを受けました。

これらのレクチャーと並行して清水会長の掲げられた基本方針をもとに次年度の事業計画を策定しました。

事業計画に基づき予算を立てることになります。このとき、予算起案者に対しその事業の目的とその効果の明確化を求めました。この方針は次年度以降も踏襲されると思います。日本弁理士クラブの皆様におかれましては、予算起案者になられた折には、その必要性の主張と同時に、会務に照らした目的と効果の説明にご注力ください。

3 担当委員会等のご紹介

【特許制度運用協議委員会】

対庁協議集を作成しています。

もちろん特許に限られず、意匠及び商標につきましても特許庁に対する手続につき改良を望む点等を特許庁に申し入れています。特許庁の手続ではございませんがJ plat-patの運用やe-PCTの手続につきましても、該当機関に対して意見を述べていますので、日本弁理士クラブの皆様方におかれましては何かお困りの点などございましたら意見をお寄せください。当委員会の担当ではございませんが、裁判所手続の電子化につきましても協議が進んでいます。

【貿易円滑化対策委員会】

税関における水際取締りについて検討しています。模倣品対策として水際取締りは大変有効な手段です。

インターネットの普及に伴い、海外からの個人輸入が簡単に出来るようになりました。個人の場合、「業として」の要件に該当しませんので、輸入を差し止めることができませんが、そもそも模倣品を購入すること自体いかななものでしょうか？また、個人を装った業者の輸入も散見されているようです。このあたりの解決に尽力しておりますので、当委員会報告にご注目ください。

【継続研修履修状況管理委員会】

皆様が続研修を規定通りに履修されているかチェックしています。

さぼった方にはイエローカードがまいますので、ご注意ください。

さぼりたいわけではなくとも、体調などの関係で集合研修（必須）への参加が厳しい先生方がおられます。還暦を迎えた私にとっても他人ごとではありません。何かありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

【地域会】

地域会の取りまとめをしています。東海支部の支部長と前年度の広め隊隊長の経験から担当となりました。各種のプロジェクトには地方会の協力が不可欠です。地方会の意見を役員会に届けるように努めています。

本年度より、支部が地域会に名称変更となりました。前年度会長渡辺敬介先生のお骨折りのたまものです。地方会の会長の皆様は、そのタイトルが支部長から会長となっただけで、他団体からの扱いがずいぶん変わったと喜んでいます。

東海会は個別に担当をしています。

【弁理士絆プロジェクト】

清水会長の肝いりのプロジェクトです。

金融機関チームとアカデミアチームが発足して、各方面との絆作りを始めています。

【金融機関チーム】

金融機関チームは弁理士と金融機関、特にそこで働く行員の皆様との間の絆づくりを目指しています。金融機関に対してアンケートを行いましたところ、予想を超えた多くの金融機関から引き合いがきています。金融機関の行員の皆様との関係、すなわち絆を作るために、まずは行員様向けのセミナーを開催します。セミナーを受講された行員様が取引先の知財の問題などに気づかれたときにそのご相談を受けるためのフォローアップの体制を整えます。これにより、単にセミナー受講だけでは得られない、より深い関係（絆）作りを目指しています。

【アカデミアチーム】

アカデミアチームでは大学や研究機関との絆作りを検討しています。

大学等との絆作りを通じて、そのうまい利用方法を探っています。Win-Winの関係であって、大学等を出願元のみとして見ているわけではありません。

たとえば、①大学等のシーズを皆様のクライアントに紹介する、②クライアントの困りごと解決のために大学等を紹介する、などのシステム作りを検討しています。

【巡回特許庁WG】

昨年度の広め隊事業の流れで巡回特許庁のセミナーに協力することとなりました。

本年度も全国10ヵ所で巡回特許庁が開催され、その中で初心者向けのセミナーを担当しています。地方の知財活動の活性化を図ろうとする特許庁の施策の一環です。

2.2.7 福島プロジェクト

福島県が知財に燃えています。

震災後10年という区切りを間近にして国が福島支援をするところ、特許庁も福島県の知財活性化に注力しています。それを受けて県やその中核市が知財活性化のやる気になっています（具体的な予算がつけられています）。昨年度及び一昨年度の広め隊セミナーも福島県に火をつける一助になっているようです。

国からの支援、地元のやる気、これだけ役者がそろえることは極めて稀な状況です。この機をとらえて、福島プロジェクトとしましては、誰も行ったことのない事業に果敢にトライします。

日本弁理士クラブの皆様のなかで福島県に何らかの関係のある方のご協力を求めています。ふるさと納税も結構ですが、プロフェッションとして地元福島県に貢献いたしましょう。ご一報をお待ちしています。

3. 最後に

以上のとおり、各事業はつつがなく執行されています。これも一重に日本弁理士クラブの皆様方のご協力があってこそこのたまものです。特に、令和最初の総会において、予算案をはじめ事業計画のご承認に際し、日本弁理士クラブの皆様の御支持は不可欠でした。誠に有難うございました。

本年度は例年にもまして早い時期（10月25日）に臨時総会も予定されていますので、同様なるご協力をお願いいたします。

ご挨拶

日本弁理士会副会長 柴田富士子

1. はじめに

令和元年日本弁理士会副会長を務めております柴田富士子です。早いもので4月に本年度の役員会がスタートしてから5か月余りが過ぎ、9月末で折り返し点を迎えました。

4月に附属機関及び委員会の活動が始まり、5月には定期総会の開催、6月には今年度の方針等話し合うために幾つかの地域の訪問、7月には大韓弁理士会との交流会、9月初頭には初企画のアジアツアーで北訪問等、就任以来、充実した日々を過ごしております。

以下、私が担当している附属機関、委員会等の活動内容について簡単にご説明をいたします。

2. 会務報告

今年度、国際活動センター、バイオ・ライフサイエンス委員会、農水知財対応委員会、商標委員会、弁理士推薦委員会及び東北会を担当しています。

【国際活動センター】 4月には、例年通り、AIPLAのJapan Practice Committeeの代表団が来日し、東京ミーティング及び大阪ミーティングを行いました。東京のオープンセミナーの内容はe-ラーニングのプログラムとして収録されていますので、米国の知財の動きを知るための一助としてご活用ください。また、特許、商標のワークショップも行いました。さらに、日本の女性弁理士とAIPLAの女性メンバーとが、事務所所属、企業所属といった職場の枠を超えて交流を行うWomen in IP Law Meetingも行われました。今年は、裁判所の行事と重なったため、例年ご参加いただいている、女性判事の方達にご参加いただけなかったことが残念でした。

5月のINTAでは、TM5のサイドミーティング

に知財協の方達とともに参加しました。また、EUIPOともミーティングを行い、他団体との共催とすることができるなら、セミナーの開催は可能であると伺い、現在、調整を進めています。

6月には、フランス弁理士会（CNCPI）の代表団が来日し、クローズドミーティング及びオープンセミナーを行いました。フランス意匠法の改正の他、特許の進歩性を判断するようになるといった最新の動きも紹介され、実り多い会合となりました。

7月には、中華商標フェスティバルにプロジェクトグループメンバーが参加しました。また、ソウルで開催された今年で35回目となる日韓交流会（日韓合同理事会）の場で、意見交換を行いました。

9月には、初めてのアジアツアーも実施しました。現地代理人による中国の知財制度の紹介及び日本側による日本の制度及び弁理士に対する研修制度等の紹介を行いました。さらに、北京中級人民法院及びインターネット裁判所を見学し、裁判官と懇談する機会を得ました。日本の知財制度の良さを海外に発信することを目的とするDiscover IP Japanに代えて、昨年は、初めてIPO（Intellectual Property Owners Association）の年次総会にブースを出展しました。今年度は、特許庁と隣り合わせにブースを出しました。

9月に開催されたAIPPIロンドン総会では、Brexitがホットトピックスとなりましたが、10月末の結末は予断を許さないというのが現状です。また、AIPPIで開催されているNGO Coordination Meetingにおいて、アジア弁理士会、IPO、ACPAA、APAA等の各国団体が現状を報告し、今後の協力や進め方等について意見を交換しました。

【バイオ・ライフサイエンス委員会】 今年も、例年の審議委嘱事項(「バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査,研究及び提言」,「バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査,研究及び提言」,「日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査,研究及び提言」等)を検討する部会に加え、「遺伝資源の保護」を検討する部会を新設しました。新年早々、ウシの精液の持ち出し事件が報道されましたが、ウシのみならず、イチゴやブドウ等の新品種の海外への持ち出しに対して、現状では何ができるのか、講じるべき策にはどのようなものがあるか、必要な手段は何かといった点を知財の観点から検討する必要があります。

外部への積極的発信を目的として、昨年度に引き続き、BioJapan 2019へのブース出展と出展者プレゼンテーションを行います。外部知財関連団体との連携や協力も積極的に行っています。一般社団法人日本知的財産協会の医薬・バイオテクノロジー委員会との交流会に加え、一般財団法人バイオインダストリー協会とも交流会を行いました。また、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム(FIRM)のイベントへの講師派遣等も行っています。

【商標委員会】 商標委員会では、制度の検討・提言、国際関係の対応等を担当する4つの小委員会に分かれて活動しています。今年も昨年に引き続き、「商標制度についての検討及び提言」という諮問事項を審議しておりますが、昨今、商標の重要性が増していることから、現状の商標制度についての新たな問題点・トピックスを議論・検討しています。また重要性が増すことにより、より理解されやすい商標法を目指して、法律の構成のあり方等についての検討を、今年から諮問事項に追加しました。このほか、例年通り、5月にボストンで開催されたINTAのAnnual Meetingにおいて、特許庁ブースへの人員派遣の協力を行なう等、特許庁とも協力しつつ、活動を行なっています。また、今年12月に日本で5年ぶりに、商標及び意匠の五庁会合(TM5及びID5)が行われます。現在、特許庁の担当部署と連

携を取りつつ、この準備を進めています。

さらに、商標の審査基準の改定に向けて、特許庁と意見交換をしています。

【農林水産知財対応委員会】 農林水産知財対応委員会では、「農林水産知財の保護に関する事例の収集及び農林水産知財に関する支援の検討・実施及び提言」を継続して行っています。農業ICTの実状や改正JAS法にまつわる諸問題の検討を行っています。また、前述の和牛の精液の持ち出し事件を契機として、農林水産省が専門家会合を起ち上げましたが、同会合への対応をバイオ委員会と連携して行っています。

更に昨年度より、「地理的表示保護制度(GI)の登録申請の手引書」をまとめ、現在微修正の上公表の準備中です。今年度は、農林水産省の補助金事業の一環である、GIについての研修会を開催し、講師を派遣しています。地域団体商標と比較されることが多いGIですが、その登録要件や目的は地域団体商標とは大きく異なり、例えばGIの登録申請手続きでは、その特産品の特徴を捉えた記載が必要で、明細書を書くように申請書に記載する必要があります。その際に、上記の手引書を活用して、皆様に関わっていただければと考えています。

【東北支部】 6月21日に東北経産局及び宮城県庁を訪問し、意見交換をしてきました。農水産物等、第一次産業でも知財を活用することが必要であるとの話も出て、実りある会合となりました。また、10月には、東北会及び北海道会の合同役員会が秋田で開催され、それに合わせて秋田県庁を訪問しました。広め隊で培った、地元の弁理士と自治体又は金融機関若しくは中小企業等との交流をさらに広く深いものとし、知財の活動がその地においてより深く根付くことを願っています。

【おわりに】 上記の附属機関、委員会、地域会、その他の会務の運営には、多くの方々にご意見とご協力を賜っております。この場をお借りして心より御礼申し上げます。残りの任期の間、できること、すべきことに対して全力で取り組みますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。



会務報告

日本弁理士会副会長 石原進介

1. はじめに

昨年度の日本弁理士会役員選挙におきまして日本弁理士クラブからご推薦をいただいて当選し、今年度の日本弁理士会の副会長を務めさせていただきます石原進介です。日本弁理士クラブの先生方には日頃より会務運営にご支援ご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。清水会長を中心とする執行部体制が今年4月にスタートして、早いもので5カ月が過ぎようとしています。

今年は、令和という新しい元号がスタートした年でもあり、「弁理士制度120周年」の記念すべき年でもあります。今年7月1日の弁理士の日には、弁理士制度120周年の記念式典がホテルニューオータニ東京にて挙行されました。記念式典には多くの来賓の皆様のご臨席を賜り、盛大に執り行われました。

私は、以前に日本弁理士クラブの会報委員会の委員を務めさせていただいたことがありまして、この「会務報告」の執筆をお願いして査読する側でした。自分がこうして会務報告を執筆する側に回ってみて、日本弁理士クラブの会報委員会の委員の方々に改めて感謝を申し上げます。

2. 会務報告

今年度私は、研修所、意匠委員会、経営基盤強化委員会、パテントコンテスト委員会、国際活動センター(副)と北陸会を担当させていただいております。

①【研修所】

研修所は、弁理士登録前の実務修習に始まり、会員であれば、必ずお世話になることになる継続研修や、特定侵害訴訟代理試験(いわゆる付記試験)の

ための能力担保研修の実施など、多くの研修を実施しております。今年度も皆様により良い研修を提供できるように、研修所の正副所長を始めとする委員の方が一丸となって頑張っています。また、今年度もグローバル人材育成研修を継続して行いますが、さらに、英文契約等の実務能力の向上を意図した研修の充実を図っております。そして、先日公布された意匠法の大改正を含む特許法等の一部を改正する法律についての必須研修もこれから予定されております。

②【意匠委員会】

意匠委員会では、意匠制度についての政策提言等を行っています。明治以来の大改正と言われる意匠法の大改正を含む「特許法等の一部を改正する法律案」は令和元年(2019年)5月10日に成立し、5月17日に法律第3号として公布されました。この2019年度改正意匠法は一部を除き2020年4月又は5月に施行される予定です。この意匠法改正により、意匠法の保護対象が拡大され、物品に記録・表示されていない画像であるインターネットのWebサイト画面や建築物の外装・内装などについても新たに意匠法の保護対象となりますし、関連意匠制度も実務的にかなり使い制度になります。

上記した研修所による必須研修を受ければこれらの改正についての知識を得ることができますが、施行日以降は意匠出願の増加が予想されますので、必須研修の開催を待つのではなく、是非改正意匠法を今のうちからチェックしていただき、ご自身のクライアントや所属している会社に「こういったものも意匠登録の対象になる」といった意匠法改正の話をしていただければと思います。

世界的に見ても、日本のデザイン力は目を見張るものがありますし、優秀なプロダクトデザインが顧客吸引力を発揮することは、疑いの余地はありません。ところが、世界の5大特許庁の中で、日本の意匠出願件数は最も少ない方のレベルにあります。日本製品はまだまだ意匠権による保護が図られる必要があります。国内の意匠だけでなく、外国への意匠出願やヘグ条約による国際意匠出願などもご検討いただければと思います。

また、今年は、意匠五庁（ID5）会合が日本で開催されます。日本弁理士会も、ユーザー団体としてID5の開催を積極的にサポートしていきたいと思っています。

③【経営基盤強化委員会】(含む旧弁理士業務標準化委員会)

昨年度までの弁理士業務標準化委員会は、今年度は経営基盤強化委員会に併合されました。経営基盤強化委員会では、弁理士事務所の経営基盤の強化に繋がるように、「特許事務所の間接費を削減するための間接業務のシェアリングや平準化するため手段」などを検討したり、経営基盤の強化に資するようなアプリの開発を検討しています。また、今年度も事業の承継や共同化の相手を探す場を提供すべく、弁理士同士の会員マッチングセミナーを大阪、東京、名古屋（初開催）にて開催する予定です。さらに、今年度は、事業計画の目玉である絆プロジェクトの一環として、他士業との繋がり場を提供すべく、他士業版のマッチングセミナーのような士業交流会（仮称）も開催する予定です。

そして、冊子「弁理士業務標準」の内容更新による第12版の作成及び会員への周知・宣伝なども行う予定です。

④【パテントコンテスト委員会】

パテントコンテスト委員会は、文部科学省、特許庁、INPIT（工業所有権情報・研修館）、そして日本弁理士会との4者の共催事業である「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を企画し実行しています。「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」の応募資格者は、我が

国の将来を担う高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大学校生になります。優秀賞（出願支援対象）に選ばれると、実際に特許庁への出願を支援することで、特許権又は意匠権の取得までの手続を体験することができます。また、表彰対象者は、毎年、東京で開催される表彰式に招待されます。弁理士会はこのうち事前セミナーの実施、選考、出願の支援を担っています。2018年度の応募総数は発明が538件、デザインが650件で、それぞれ30件、31件の計61件が「優秀賞」を受賞し、さらに4件ずつが「主催者賞」に輝きました。本コンテストの応募者は年々増加しており、かなり盛り上がってきています。

⑤【国際活動センター】(副担当)

国際活動センターには、様々な部会がありますが、小職は主に、日本情報発信部を担当しております。日本情報発信部では、日本弁理士会の英文HPの刷新を図るための作業などを行っております。また、その他の部会についても、国際活動センターの主担当である柴田副会長を精いっぱい支えていきたいと思っています。

⑥【北陸会】

北陸会は、今年度は、地域に根差した知的財産普及活動のほか、「北陸会」の名称変更の周知を図るための普及活動や広報活動の強化、地域の中小企業等に対する知的財産支援の実施を行っております。また、今年度は、北陸会発足記念として知財活用シンポジウムの開催などを行う予定です。

3. おわりに

今年度は、日本弁理士会役員会の公式ツイッター（@JPAA_jp）を開設し、弁理士会役員の活動などをツイートしております。ご興味のある方は是非フォローなどしていただければと思います。

最後になりましたが、会員の皆様には会務運営にあたり多くのご支援やご協力を頂きましたこと、心より感謝しております。残りの任期も精一杯邁進して参る所存ですので、どうぞ引き続きご指導ご協力のほどお願い申し上げます。



常議員会報告

日本弁理士会常議員 尾崎 光三

平成31年度常議員会の活動等を報告します。

1. 常議員会の構成と役割

全国9選挙区から選出される60名の会員と執行役員会により選任される2名の外部常議員で構成され、会長、副会長、執行理事は構成員に含まれません。常議員の任期は2年であり、半数が毎年改選されます。

常議委員会は、常議委員が北海道から沖縄に至るまで広い地域から選出される点で、地域的均一性に富み、常議員候補者段階で正副会長経験者を含める等の人材配慮の慣行が定着している点で、人材的普遍性（広がり）が確保されています。

それに加え、常議員のみで常議員会を構成することで、執行役員会に対する分立が図られています。

60名の常議員は、議長を除き、第1分科会に30名、第2分科会に29名が配置され、2名の副議長が、各分科会の分科会長を務めます。各分科会は、主として、総会からの委任事項、会規の制定・改廃、経済産業省等の官公署に対する建議等、社会貢献に関する事項、その他会長が必要と認めた事項等を審議します。

両分科会のほかに、議長を分科会長とする調整分科会が設けられ、ここには、2名の副議長を含む7名の常議員が、第1第2両分科会から重複的に配置されています。調整分科会は、両分科会での審議事項と審議経過に関し、主として、執行役員会との間の調整役割を果たしています。

こうした構成の常議員会全体では、以下の審議事項（会則第78条）を審議します。それらの要点を略式的に列記しますと、

①総会に付する議案、②総会からの委任事項、③

会規の制定改廃、④予算外支出、⑤官公署等に対する建議並びに諮問に対する答申、⑥審査・網紀・紛議調停・選挙管理・不服審議・コンプライアンス・継続研修履修状況管理・処分前公表審議の8つの委員会の委員の選任、⑦本会又は会員の社会貢献、⑧会長が必要と認める事項となります。

2. 平成31年度常議員会の活動

本稿執筆時までに開催されたのは、第1回、第2回常議員会まででありますので、専ら、総会に付する議案に関する審議が行われました。

(1) 第1回常議員会（平成31年4月8日）

議案審議に先駆けて、常議員の互選により、渡邊一平常議員が常議員議長に選任され、次いで、常議員の互選により、小森久雄常議員と江藤聡明常議員が副議長に選任されました。

- ①第1号議案 執行理事選任の承認を求める件
会長の指名により、14名の執行理事が選任されたので、そのことの承認を総会に求めています。
- ②第2号議案 常議員会分科会の委員の選任の件
第1及び第2分科会の委員には、格別に30名と29名の常議員が選任され、その中の小森久雄副議長と江藤聡明副議長が両分科会の会長の任に就きました。調整分科会の委員には、正副議長を含む8名の常議員が選任され、その中の渡邊一平議長が調整分科会長の任に就きました。第1及び第2分科会の審議事項は、本稿執筆時には未定であります。

(2) 第2回常議員会（平成31年4月26日）

- ①第1号、第2号議案 平成30年度事業報告と決算報告の承認を求める件

②第3号、第5号議案 平成31年度事業計画と予算の承認を求める件

③第4号議案 特別会計「補助金等事業費会計」の設置の承認を求める件
農林水産省による「地理的表示分野の知財専門家の育成・活用に係る事業」を当会が受託するに当たり、同省からの特別会計設置の要請に応えるものであります。

④第6号議案 平成31年度外部常議員の選任の承認を求める件
執行役員会により、外部常議員として、田村善之氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）と、土肥一史氏（吉備国際大学大学院特任教授）が選任（会則第63第10項）されたことの承認を総会に求めています。

⑤第7号議案 平成31年度外部監事の選任の承認を求める件
執行役員会により、外部監事として、岡孝氏（学習院大学法学部教授）と、平山裕之氏（（株）日立製作所特別顧問）が選任されたことの承認を総会に求めています。

⑥第8号議案 平成31年度外部意見聴取会委員の選任の承認を求める件
会長が設置した外部意見聴取会の委員として、執行役員会により、尾崎行正氏（弁護士）、久貝卓氏（日本商工会議所常務理事）、近藤隆彦氏（元特許庁長官）、茶園成樹氏（大阪大学大学院高等司法研究科教授）、渡部俊也氏（東京大学未来ビジョン研究センター教授）が選任され、各委員が会長により委嘱された（外部意見聴取会規則第2条第3項）ことの承認を総会に求めています。

⑦第9号議案 平成31年度綱紀委員会外部委員の補充の承認
綱紀委員会外部委員に欠員が生じたので、補充に係る外部委員として、山内清行氏（日本商工会議所産業政策第一部部長）を常議員会で議決し、会長が補充（綱紀委員会規則第4条第3項）します。

（3）第2回常議員会調整分科会（令和1年7月4日）

①商工会館への土地賃借料の支払いにかかる予備費の使用を求める件

土地課税標準額の3年ごとの見直しによる増税額が予想外であったため、商工会館との間の契約に基づく土地賃借料が当初の予算額を超えることが判明したため、予備費勘定から150万円の支出を求めています。予算作成時の予想を超える急遽の増額による予算不足分に関しては、支払いに応じ兼ねるというスタンスで交渉できないものかの点を指摘する意見が出ましたが、商工会館に対し、土地賃借料を巡る交渉を行った前例が皆無であり、契約全体の改定に波及する懸念があるので、現時点での俄か拵えの対応は不適切であるという状況に鑑み、予備費勘定からの支出を認めるという審議結果に至りました。

②職員の出張のための交通費等にかかる予備費の使用を求める件

九州会事務所で新規に職員を採用したため、同職員の移動に伴う交通費等の急遽の増加分として予備費勘定から40万円の支出を認めるという審議結果に至りました。

（4）常議員会について思うこと

平成30年度の本誌に掲載された福田伸一常議員による「常議委員会報告」におきまして、常議員会の審議事項（会則第78条）中に、「執行役員会に対する建議等」に係る追加規定の必要性に関する提言を見ることができそうですが、共感を呼ぶところでありませぬ。執行役委員会は、経済産業省等の官公署への対応のほかにも、前掲（3）①の例のように、商工会館等の民間組織に対し、対外的折衝を行う機会や地方公共団体に対し、陳情を行う機会が多いものと想定されます。その際に、その折衝・陳情事項が、常議員会からの建議に依拠するものであれば、常議員会の構成上の地域的均一性、人材の普遍性に鑑み、弁理士会会員全体の集約的コンセンサスに基づく折衝・陳情に位置付けることが対外的にも可能でありますので、執行役員会による折衝・陳情力の強化に

繋げることが大いに期待できます。

「建議」のほかにも、「その他会長が必要と認める事項」の有効活用にも目を向けたいところであります。委員会、附属機関での審議事項の中には、所属委員会等の関係会員における専らの当事者感覚に基づく審議に留まり、思考の慣性に拘束されて、所謂「手前味噌」に陥り易いものが時折見受けられます。そうした審議事項に関しては、会員の集約的コ

ンセンスに基づくセカンドオピニオンを執行役員会に対して提供できるシンクタンクとしての役割を常議員会に期待できるものと思われま。その場合、常議員会から、会長に対し、必要と認められるべき審議事項に関し、働きかけを行うことが重要になるものと理解できます。

以上

監事会報告

監事会副監事長 飯塚 義仁

1年度監事として弁理士会監事会に出席させて頂き、副監事長を仰せつかっております飯塚義仁（稲門）です。監事長広瀬文彦先生（南甲）直々のご指名により、僭越ながら監事会報告をさせていただきます。

監事会は会員より選出された2年度監事5名及び1年度監事5名と、総会で承認された外部監事2名とで構成されています。監事及び外部監事により互選された監事長及び副監事長には、上記の他に、副監事長として2年度監事の大塚明博先生（同友）が務められております。外部監事には、前年度に引き続き、平山裕之先生（日立技術情報サービス特別顧問）と岡孝先生（学習院大学教授）をお願いしております。また、監事会担当の弁理士会副会長は、会務担当が出野知先生、会計担当が船津暢宏先生です。

監事会は原則として毎月の最終月曜日に開催され、概ね午後の4時間を通して会務監査と会計監査を行っております。1年度の駆け出し監事として一知半解のレベルではありますが、時間的な比重としては会計監査よりも会務監査の方に重きが置かれているように思われました。この機会に過去の記録をみましたところ、突合監査を中心とする会計監査の比重を軽くし会務監査に十分な比重をおくという方針が打ち出され（平成20年度監事会）、これがその後も引き継がれているようです。

会務監査は、主として、事前に配布された前月の執行役員会議事録について各監事から出された質問事項に対して担当副会長からの説明を受け質疑応答するという形態で進められ、更なる資料・説明等の

必要があれば次回において継続審議されます。監事の先生方には副会長等会務経験者も多いので、会務内容について敢えて問うまでもなく付度できることもあるのではと一般に思いがちですが、そのようなことはなく、各監事は一会員の立場から真摯に監査に取り組んでおります。例えば、会務の内容によっては外部に業務委託しなければならない案件もありますが、そのような場合に費用あるいは業者選定等の適正化を問うということが監事会において議論されることとなります。特に重大な問題でない限り、監事会の見解は、多くの場合、単なる意見の表明となり、必ずしも目にみえて会務執行に反映されるものではなく、そこが不満にも思えますが、また、監査というものはそういうものかもしれません。では、監事（監査役）が絶対的にその本領を発揮しなければならない「重大な問題」とは何か。それが判れば苦労はないので、毎回、会務及び会計についての監査・質疑応答という地味な作業を繰り返している、ということになるかと思えます。

最後に付け加えますと、地域会（支部）の事務の執行及び会計の監査は各地域会の監査役が行いますが、本部の監事会による監査項目ともなっております。具体的には、各地域会をそれぞれ1名の監事が担当し、各地域会から定期的に提出される監査報告に基づき監査を行っております。

以上



日本弁理士会研修所の概要

日本弁理士会研修所副所長 河野上 正晴

平成30年度より日本弁理士会研修所副所長を拝命しています、河野上 正晴です。日本弁理士クラブ会誌「日弁」の貴重な紙面をお借りする機会を戴きましたので、日本弁理士会研修所の概要、及び研修所が本年度に重点的に取り組んでいる活動について紹介させていただきます。

1. 日本弁理士会研修所の概要

日本弁理士会研修所は、1978年10月1日に日本弁理士会の最初の附属機関として設立されました。「弁理士業務に従事するのに必要な研修を行うこと」という研修所の大目的は、昔も今も変わりませんが、40年の間に、能力担保研修、実務修習そして継続研修と3つの法定研修を実施する機関となり、さらに実務者養成講座、弁理士育成塾、知財ビジネスアカデミーと多様な研修を提供する組織として、その役割も益々大きくなっています。

現在、日本弁理士会研修所は、(1)実務修習部、(2)実務養成研修・弁理士育成塾運営部、(3)継続研修企画・運営部、(4)継続研修管理部、(5)継続研修審査部、(6)能力担保・倫理研修部、(7)知財ビジネスアカデミー部の7部会で構成されています。この7部会構成で、(A) 専権業務である産業財産権法についての知識のアップデートや弁理士個人の手続能力向上、(B) 日々進歩する新しい技術情報の修得、及び (C) 産業財産権以外の周辺業務や外国業務を行うための知識修得、という大きく分けて3つを具体的な目的とする研修事業の企画・運営を行う研修の黒子として日々活動しています。

(1) 実務修習部は、弁理士法第16条の2で定められている法定研修である実務修習の企画・運営を行っています。実務修習とは、弁理士登録に必要な研修です。平成20年10月1日に施行された改正弁理士法により、経済産業大臣または大臣から指定を受けた機関（指定修習機関）が実施する実務修習を修了することが、弁理士登録をするための条件となりました。日本弁理士会は、現在唯一の指定修習機関として経済産業大臣から指定を受けております。

(2) 実務養成研修・弁理士育成塾運営部は、有料研修である実務者養成講座及び弁理士育成塾、並びに基礎力サポート研修の企画・運営を行っております。実務者養成講座には、弁理士業務の基礎を一連の流れとして学ぶファーストステップ編、及びその業務の底上げを図るステップアップ編があります。弁理士育成塾は、講師の経験を一子相伝的に、明細書作成を通じて受講生に伝え、実務者養成講座とは別の角度から実務能力向上を目指す研修です。基礎力サポート研修は、さらに広い範囲で弁理士業務の基礎となる必要最低限な知識を習得させる研修で、おもにインターネットで受講するeラーニング研修で提供されています。

(3) 継続研修企画・運営部は、弁理士法31条の2で定められている法定研修である継続研修の企画・運営を行っております。継続研修には、座学の集合研修と、インターネットで受講するeラーニング研修があり、四法についての実務研修の他、各種の周辺業務研修、海外実務研修、判事による研修、第二東京弁護士会との合同研修、PCT研修、マドリッド

プロトコル研修、ハーク研修、先端技術研修、演習形式を取り入れた英語による実践的研修等を、各方面で活躍されている講師を招いて開催しています

(4) 継続研修管理部は、新しい弁理士研修システムの更なる利便性の向上を図るためのシステムの改善、及び生じた諸問題への対応策の検討、並びに前年度の研修報告の作成、及び次年度の弁理士会内の研修計画の作成を行い、経済産業大臣への提出を行っています。

(5) 継続研修審査部は、外部機関の認定・取消及び外部機関の研修の認定、外部機関研修受講による単位の認定、講師活動・著作等の執筆行為による単位の認定、並びに継続研修に関する免除・軽減・弁理士特例の認定を行っています。

(6) 能力担保・倫理研修部は、弁理士法第15条の2で定められている法定研修である能力担保研修、民法・民事訴訟法の基礎研修、侵害訴訟実務研修（付記研修）、及び倫理研修の企画・運営を行っています。能力担保研修は、特定侵害訴訟代理業務試験を受験する前提条件となる研修です。特定侵害訴訟代理業務試験に合格すると、特定侵害訴訟代理業務の付記の申請を行い、弁理士法2条6項に規定される特定侵害訴訟における代理人となる資格を得ることができます。民法・民事訴訟法の基礎研修は、能力担保研修を受講するために必須の研修です。侵害訴訟実務研修（付記研修）は、主に能力担保研修を修了した付記弁理士に向けた研修です。倫理研修は、eL研修5時間、集合研修5時間の計10時間の必須研修です。

(7) 知財ビジネスアカデミー部は、その年毎に人材育成コンセプトを掲げ、ビジネス領域や知財実務領域で活躍できる知財人材育成を目指した様々な有料の講座を提供しています。今年度は、「企業のボードメンバーと渡り合いつつ、知財についてのプロフェッショナルとして企業の経営に寄与できる弁理

士」というコンセプトに基づいて、講座を企画・運営しています。

2. 日本弁理士会研修所が本年度に重点的に取り組んでいる活動

日本弁理士会研修所が本年度に重点的に取り組んでいる活動を、以下に紹介させていただきます。

(1) 必修研修の受講促進

平成30年度に必修科目として指定された「平成30年度特許法等改正説明会」、「平成30年度不正競争防止法改正説明会」、「平成30年度弁理士法改正説明会（データ関連業務）」、及び「平成30年度弁理士法改正説明会（標準関連業務）」の受講促進を行っています。

上記必修科目及びその受講期限は以下のとおりです。

・平成30年度特許法等改正説明会

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2020年3月31日

・平成30年度不正競争防止法改正説明会

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2020年3月31日

・平成30年度弁理士法改正説明会（データ関連業務）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2021年3月31日

・平成30年度弁理士法改正説明会（標準関連業務）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2021年3月31日

上記研修は必修であるため、会員に十分な受講機会を提供できるようにそれぞれ複数回の集合研修を開催してきました。現在は、集合研修は終了しており、eラーニングでの受講を推進しております。少しでも早い受講をお勧め致します。

また、今年の11月から、東京、大阪、名古屋において、本年度に必修科目として指定された「令和元年度特許法等改正説明会」の集合研修を開催していく予定です。12月からeラーニング配信も行いますので、少しでも早い受講をお勧め致します。

(2) ストリーミング配信の検討及び実施

集合研修の受講機会が限られている特に地方の会員から、継続研修の単位とはならなくても、ストリー

ミング配信により、事務所や自宅で気軽に研修を受講できるようにしてほしいという要望が寄せられています。そこで、配信方法等の検討や実証実験を行っています。

(3) 弁理士研修システムの利便性の向上に向けての検討

昨年度稼動した弁理士研修システムの更なる利便性の向上を図るため、システム改修の検討を行っています。

(4) 研修所と他の機関との連絡調整

支部や附属機関等と連携し、研修所の研修内容と他の機関の研修内容との重複について検討し、時機を得たテーマに沿って有効な研修を提供し続けることができるための方策を検討しています。

3. さいごに

研修所の運営体制は、以下の表に示すように、多くの会員の協力に支えられております。本誌の読者の皆様には、今後とも、研修所が提供する研修や研修所について、忌憚の無いご意見をお聞かせいただくと共に、機会があれば、是非、研修所の運営にもご参加いただければ幸いに存じます。

日本弁理士会研修所の組織体制（平成31年度）

所長：中川 裕幸 (9531)

	担当副所長	担当部長	運営委員数
実務修習部	美川 公司 (17351)	安井 雅俊 (17434)	10名
実務養成研修・ 弁理士育成塾運営部	荒井 滋人 (18041)	三井 直人 (18929)	13名
継続研修企画・運営部	伊藤 孝太郎 (14162) 河野上 正晴 (16054) 右田 敏之 (16677)	福士 智恵子 (19545)	32名
継続研修管理部	山田 武史 (11545)	林 裕己 (16748)	8名
継続研修審査部	大島 一宏 (15409)	折居 章 (11733)	14名
能力担保・倫理研修部	真柴 俊一郎 (14595)	小松 邦光 (19640)	17名
知財ビジネスアカデミー部	山田 稔 (12178)	飯田 昇 (16300)	14名
		合計	108名

※副所長（特命担当）：石橋 良規 (12023)、中大介 (15518)



中央知的財産研究所の活動報告

中央知的財産研究所所長 伊丹 勝

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所は、発足24年目を迎えます。当研究所の特色は、次の点にあります。

(1) 豊富な研究陣

知的財産分野で活躍している学者などの外部研究員と実務家でもある会員の内部研究員とが一緒になって、知的財産に関する共通のテーマについて研究を行っております。アカデミックな視点と実務家の視点とをミックスさせることで、地に足が付いた研究を行うことができるというメリットがあります。

(2) ホットで関心が高い研究テーマ

会員からの要望を踏まえて、会員が最も興味を持つテーマを選定しています。1つのテーマを中心に、各研究員が様々な視点から研究を行い、厚みのある研究成果が得られるようになっております。

(3) 研究成果のタイムリーな発信

当研究所の研究成果は、「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に還元している他、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。この他、会員向け研究発表会や公開フォーラム等の機会でも研究成果を還元しております。

昨年度よりWeb上での論文公開を開始いたしました。本年度からはホットなテーマをいち早く発表しようという趣旨で、「別冊パテント」発行前の論文のWeb上での「早期公開」を開始しました。弁理士会のHPを是非ご参照下さい。

2. 研究活動

当研究所では、研究テーマ毎に本会会員でない外

部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、東京に3部会、関西に1部会設置し、それぞれ次のようなテーマについて研究を行っております。研究員については、弁理士会のHPで公開されておりますので、そちらをご覧ください。

(1)「超スマート社会 (Society 5.0)」に適合する知的財産保護の制度のあり方(平成30年10月1日～令和2年3月31日)

本テーマは、関西の部会が担当しています。近年、進行している「超スマート社会 (Society 5.0)」に適合する知的財産保護の制度・運用のあり方について検討する部会です。対象とする知的財産制度は、特許制度を中心としつつ、報告者の問題関心に応じ、他の分野も含むものとしています。IoTやAI時代のデータの保護のあり方など、ホットなテーマを研究しています。主任研究員は、名古屋大学法科大学院の鈴木将文教授です。

(2)「知的財産と経済」(平成30年11月1日～令和元年12月31日)

これまで、中央知的財産研究所では、知的財産について法的アプローチないしは実務的アプローチからの研究をテーマとしてきましたが、経済学的アプローチからの研究を手がけたことはありませんでした。しかし、そもそも産業財産権制度は、産業の発展のために存在している制度ですから、経済学的なアプローチで、その効果が見えてこそ、知的財産制度の存在意義が理解されるのだと思います。そこで、中央知的財産研究所では、原点に立ち返り、「知的財産」と「経済」との関連について研究を行っております。

ただし、メインテーマである「知的財産と経済」

は、その範囲が漠然としているため、「知的財産競争とイノベーション」とのサブテーマを掲げています。このサブテーマは、経済成長といったマクロ的アプローチよりも、経営戦略・技術戦略・法務戦略・産業組織などミクロ的なアプローチを中心にしていただくことを企図したものであります。主任研究員は、経済学者でもあり、元公正取引委員会の委員でもあった一橋大学の小田切宏之名誉教授です。

(3)「日本商標法の未来のための方策検討」(平成31年3月1日～令和2年5月31日)

商標法関連の研究部会として、本年度から新しいテーマでスタートしています。意見募集で要望が多かった「証明商標」、「普通名称化と防止措置」、「ディスプレイスクリーン」、「コンセント制度」、「ライセンス問題と独禁法」、「不使用商標に基づく権利行使、不使用の抗弁」、「損害不発生の抗弁」、「ストロングマーク、ウィークマークの権利の効力」、「名声への接近と希釈化」、「悪意の商標」、「トレードドレスの保護」などの研究を行っております。主任研究員は、土肥一史先生（吉備国際大学大学院特任教授・一橋大学名誉教授・弁護士）です。

(4)「イノベーション推進に向けた特許の保護対象－更なる研究－」(令和元年8月1日～令和3年5月31日)

本部会では、次世代に向けたイノベーション推進に向けて、特許の保護対象とはいかなるものであるべきかをテーマとして取り上げ、同様のタイトルで研究を行いました。研究報告は現在、順次Web上で先行公開中であり、この後、別冊パテントとして発行する予定です。

本テーマは、会員の関心が高いので、「更なる研究」として、特に、AIやIoTに関連するプログラム発明やビジネス発明について研究を掘り下げていくこととしました。今回の研究では、次世代に向けたイノベーション推進に向けて、特許の保護対象とはいかなるものであるべきかについて、さらに掘り下げて研究を行っています。主任研究員は、高林 龍先生（早稲田大学法学学術院教授）です。

3. 研究成果の発表

(1) 第13回会員向け研究発表会の実施

会員が興味を持っているテーマについて、会員向け研究発表会を年明けに東京及び大阪で開催いたします。本年度は、「知的財産と経済」の研究部会の主任研究員である小田切宏之・一橋大学名誉教授にお願いいたします。テーマは「イノベーション時代の競争政策～特許と独占禁止法～（仮称）」の予定です。

(2) 第17回(弁理士制度120周年記念)公開フォーラムの実施

本年度も、当研究所の研究活動の一端を紹介するために、「イノベーション推進に向けた特許の保護対象の研究」の研究部会を中心とした、公開フォーラムを11月29日に東京で、11月22日に大阪で、それぞれ開催する予定です。テーマは、「AI、IoT関連発明の保護（仮称）」に関するものになる予定です。

昨年度は、東京・会員180名、一般50名、大阪・会員130名、一般30名の定員のところ、募集開始直後に満席になってしまいました。この状況を踏まえ、本年度は、弁理士制度120周年の記念フォーラムとしての意味合いもありますので、昨年よりも多くの会員が出席できるように定員の枠を拡大する予定です。

4. 研究成果のウェブ掲載と早期公開（先行公開）について

別冊パテントの掲載論文のウェブ上での公開は、各論文の入手容易性を高めることから、読者と著者のどちらにとっても大きなメリットがあると考えられます。そこで、著者からウェブ公開の同意を得る手順を整備し、別冊パテント第20号から、全ての記事について著者の同意を得た上で、ウェブ公開を開始いたしました。

ウェブ公開の他のメリットとしては、印刷・発送のプロセスが無いから、より早く公表することが可能であることが挙げられます。そこで、別冊パテント第22号以降では、印刷物のプリント前にウェブ上でPDF版を早期公開（先行公開）しています。既に公開しておりますので、是非ご覧下さい。今後も、

研究成果の速やかな公表を進めてまいります。

5. 組織について

当研究所では、昨年度から各研究部会担当の運営委員の中からリーダー、サブリーダーを選定し、リーダー、サブリーダーの正副所長会議への出席を可能とする体制としました。その理由は、定期的に運営方針を議論する正副所長会議のメンバーと正副所長以外の運営委員との間の意識のギャップが大きいとの声があったからです。正副所長と運営委員との間の意思疎通をもっと良好にすると共に、将来の研究所を担う人材を育成するという観点からの組織変更となっています。

6. 終わりに

当研究所では、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。今後とも、ご支援、ご鞭撻を宜しくお願いいたします。



知的財産支援センター長挨拶

知的財産支援センター センター長 羽鳥 亘

1. はじめに

昨年、一昨年に続き、新たに支援センター長1年目に就任させて頂きました羽鳥亘です。

支援センターは日本弁理士会の対外支援事業の中核となる組織になります。

支援センターは平成11年4月1日に設立され、本年度は20年目となります。設立当時を振り返りますと、当時は弁理士法改正に向けて様々な取り組みを行った時期であり、その背景事情の下、日本弁理士会が、外に向かって自らの主張を貫き、かつ、プレゼンスを向上させるため、社会貢献を継続的かつ組織的に行う必要があるとのコンセンサスに至り、その拠点として、支援センターが設立されました。

その後20年間の活動により、各地域会とともに、多岐にわたる対外的支援活動を展開してきた結果、特許庁、文部科学省、都道府県等の行政機関、発明協会、大学、高専、小中高等から、様々な評価、要望そして期待をされており、支援センターや、各支部の対外支援活動は、確実に、日本弁理士会のプレゼンスの向上に貢献しています。

支援センターは、本年設立20周年となり11月7日(木)に設立20周年記念事業を開催します。

20周年は人に例えれば成人式を迎える事になりますので、支援センターが確実な成人として将来に渡って歩みを続けていけるように、支援センターの設立意義の再認識と、各事業部の活動内容の再認識を行う事により、支援センターが、弁理士法の使命条項に記載された「知的財産権の適正な保護及び利用の促進」を担保し得る積極的対外支援を行う中核組織として確立するように総仕上げを行って行きたいと考えております。

2. 活動の主な柱

本年度は、支援センターの本業を確実に実行するために、次の項目を柱として、事業展開したいと考えています。

- (1) 教育支援体制
- (2) 協定を軸とした活動
- (3) 知財総合支援窓口への適正な対応
- (4) 支援情報及び成果の一元化
- (5) 支援センター 20周年記念事業の実施

3. 事業概要(各論)

(1) 教育支援体制

①日本弁理士会として、小中高生に対する出張授業を開始して15年以上となりますが、支援センター設立20年の節目を契機に、弁理士法に規定されている「知的財産の専門家である弁理士」が「弁理士による知的財産権の利用の促進」を行う積極的対外支援(社会貢献・ボランティア)という観点から教育支援体制の再構築を行っていきます。

特に、関東・関西・東海以外の6地域から小中高生に対する出張授業依頼があった場合には、該当地域在住の会員や該当地域出身の会員に対し、前記積極的対外支援(社会貢献・ボランティア)への協力を広く募集することにより、多くの会員の協力で既存コンテンツ等を積極的に活用した弁理士による知的財産教育体制を確立していきます。

また、内閣府「知財創造教育推進コンソーシアム」への協力(実証授業への参加、教育教材の提供など)を行うとともに、日本弁理士会として発明推進協会の少年少女発明クラブに対する積極的な支援を行っていきます。

② 本年度も、国立高等専門学校機構との知財支援協定に基づき、51高専に対して、その要望に基づく具体的支援を、各地域会と共に実行していきます。また、高専からの様々なニーズに対応するため、既存の、概要編・演習編・権利行使編・オリジナル編（高専側の希望のテーマに沿って講師がオリジナルな授業を行う）とともに、本年度からJ-PlatPatを使用した調査編も追加していきます。国立高等専門学校機構と、高専事業に関する連絡会議も引き続き行います。

③ 大学等支援としては、本年度も知的財産関連の各種講義（通期講座・単発セミナーを含む）を提供していきます。

本年度は、特に、上記講義希望の大学等を選定する場合の選定基準を明確化するとともに、個別大学支援の枠組みを超え、新たな大学支援のスキムを確立したいと考えます。この大学支援を通して、知財人材の育成に寄与していければと願っています。

また、デザインパテントコンテストの普及活動のために、大学等への訪問、大学等の集まる会議への出席を積極的に行っていきます。

④ 医療系学会等支援グループによる、日本医工ものづくりコモンズ等医療系学会等への協力を行っていきます。

昨年に引き続き、医療学会等に対して、要請に応じて弁理士を派遣し、知的財産に関するセミナーや相談会を開催していきます。

医療機器の開発には、メーカーだけではなく医師が携わるケースがあり、現場の医師からは知的財産に関する知識を身につけたいとの要望があります。支援センターでは、実務に携わる医師の方々に対し、知的財産の基礎はもちろん権利化の際の注意点まで細やかに説明し、医療分野における発明を応援していきます。

(2) 知財支援協定による当該地方自治体の知財活性化事業への協力

支援センターは、地方自治体（23道県・6市（6県は満了））と知財支援協定を締結し、知的財産セミナー等を開催して、当該地方自治体の知財活性化事業に協力してきました。今後とも協定締結結果がさらに増加していく予定です。

また、一般社団法人中小企業診断協会と協定を結んだ後、傘下の各都道府県の協会と日本弁理士会の各地域会との覚書締結が、現在、全県で締結されています。本年度は、様々な企画を介して、これらの協定を実のあるものにしたいと考えます。

(3) 知財総合支援窓口への適正な対応

平成25年度から、47都道府県に置かれた知財総合支援窓口に、弁理士が知財専門家として常駐することとなり、その推薦を日本弁理士会が行うこととなっています。この配置専門家（弁理士）制度が適正に運営されるよう支援センターとしては、本会及び各地域会と連携しながら、引き続き必要な対応をしていきます。

(4) 支援情報及び成果の一元化

6地域会をフォローアップするためのシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化に対応したいと考えています。この趣旨に基づき、本年度も、各地域会会長が出席する地域企画調整会議を開催し、各地区会からの情報の共有化を図ります。また、従前からの地域会サミットも支援センター20周年記念事業と併せて企画実行します。

(5) 支援センター20周年記念事業の実施

11月7日（木）に設立20周年記念事業を開催致します。

この20周年記念事業に際しては、日本弁理士会と知財支援協定を締結している自治体の皆様をお招きして、今後の知財活性化事業への取り組み等について協議する予定です。

また、知財支援協定を締結している国立高等専門学校機構や、大学等支援を行っている大学の皆様もお招きして、今後の高専や大学等に対する具体的支援の取り組み等について協議する予定です。

4. まとめ

支援センターの支援の方針は、地域会ができることは地域会が行うこととし、特に関東、関西、東海以外の6地域会につき、重点的に支援するとするものです。6地域会は、その運営を担う会員数を充分確保することが難しく、かつ広域であるといった事情があります。支援センターは、それらの事情を充分把握した上で、各地域会が行う知財支援活動に、積極的に協力していきたいと考えています。

日本弁理士会は、「知的財産推進計画」策定前から、中小企業を軸とする地域知財支援や教育支援を行ってまいりました。国民の負託に応えるべき社会的組織としての責務を、当然のように果たしてきたものと考えます。支援センターに課せられた使命は、これに加えて、社会貢献事業を、日本弁理士会のプレゼンス向上という明確な意義に収斂させながら、バランス良く、かつ効果的に発展させることにあります。今後とも、会員のご理解とご協力により、支援センターの活動を日本弁理士会の基本活動として大切に育てていきたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。



ご挨拶

〈平成31年度知的財産経営センターの 取り組みにと現状について〉

知的財産経営センター センター長 松浦喜多男

1. 本年度の基本方針

知的財産経営センターは、知財経営に関連する各分野での専門性を高め、その知見と情報の相互活用及び一元化を図ることにより、価値評価事業の推進、中小企業支援を有効に行い、産業社会における知財の活用をさらに促進すること、また、会員への情報提供を通じて、コア業務及び周辺業務の充実化支援を図ることを趣旨として設立されました。

平成31年度においても、この設立趣旨をさらに深掘しながら、その課題達成に向けて実行してまいります。

知的財産経営センターの取り組み方針と、現在の状況をここに簡単にご紹介し、ご挨拶とさせていただきます。日弁会員の温かいご支援をお願い申し上げます。

2. 具体的な事業展開

上述の基本方針を実現するために、具体的には、次の事業を展開しています。

(1) 知財経営コンサルティング研修の一層の充実

昨年度から、履修支援員となるか否かに拘らず、知財経営コンサルティングに必要な知識やスキルの習得から、その実践のための演習までをカバーする体系的な研修プログラムを提供してきました。本年度はこれをさらに充実させ、会員全体の一般的研修プログラムとして定着するようにします。

これを通じて、会員自らが、業務として知財経営コンサルティングを実践するための環境を整えます。

<現在の取組状況>

第1回知財経営コンサル育成プログラムが終了し

ました。関東、関西、東海の各会場において満席となり、アンケート集計の結果でも高い好評を得ています。また、第2回の育成プログラムも、関東、関西では既に満席となっており、会員の期待の高さが伺われます。座学全5回、模擬コンサル2回というスケジュールで今後も開催させていただきます。

(2) 価値評価研修の受講対象の拡大

昨年度から、評価人候補者を対象として行ってきた価値評価研修を、全会員に開放しました。本年度は、さらに全会員が、価値評価についての様々な知見や情報を取得しやすくし、価値評価スキルのボトムアップ化を図ります。

<現在の取組状況>

知財価値評価スキル研修1が実施され、価値評価手法概論についての講義を行ったところ、一般会員90名、評価人補助者25名の受講を得ています。

(3) 知財活用に会員が積極的に参画し、その活動基盤を拡張するための活動

次の活動を積極的に行います。

- ・知財流通流動化事務局をさらに機能強化し、会員が技術移転に積極的に参画する環境を整える。
- ・銀行、ファンド等知財金融現場と連携し、会員の業務展開への道筋をつける。
- ・知財ビジネス評価書、知的資産経営報告書、ロカベンなどに積極的に取り組み、会員の業務の拡張に資する活動を展開する。

<現在の取組状況>

- ・知財流通流動化事務局を、「知財マッチングサービス」と名を改め、多様な要望に対応できるように

改善しました。この新たな出発を、今後広く公報します。

- ・銀行との関係では、一般行員からの多様な質問や要望に対して、対応できるように、新たなスキームを構築しているところです。
- ・知財ビジネス評価書に、本年度は知財ビジネス提案書が加わりました。当センターは評価機関として名乗りを上げています。
- ・評価書、提案書、知的資産経営報告書、ロカベン等の企業分析ツールを会員が利用し易くするために、センター内に横断的プロジェクトチームを設け、ハンドブック等としてまとめる作業を行っています。
- ・知財活用に関するニーズを調査するため、金融機関、ベンチャーなどへのヒアリングを実施しています。

(4) セミナー等の積極的開催

セミナー、知財経営だより、報告書などを通じて、知財経営に関する知見を会員に積極的に開示し、業務を支援します。

<現在の取組状況>

上述した各セミナーのほかに、各事業本部に関する知見を集めた統合研修などを企画しています。

(5) キャラバン事業の研究型及び社会貢献型への転換

弁理士知財キャラバンVer2として、研究型活動及び社会貢献型活動としての訪問型コンサルを実行します。これを通じて、価値評価スキル、知財コンサルスキルを、社会的ニーズに沿ってさらに練磨し、会員に還元します。また、自治体、大学など公益性のある団体への支援力を高め、日本弁理士会のプレゼンスを向上させます。

具体的には、成果の一定限度の公表を許容する企業を募集し、特定支援型キャラバンとして、全6回の訪問を行います。これにより、成果を得やすくし、かつその成果を解析して、会員に情報提供できるようにします。

(6) コンサル能力が担保された会員への対応

キャラバン事業と関係して、履修支援員、推薦支援員と呼称していたのを、今後はコンサル能力が担保されているものを、新たな呼称「JPAA知財コンサルタント」として認める例規改正を行っているところです。これにより、知財コンサルを行う会員を支援できればと考えています。

以上



国際活動センターについて

国際活動センター センター長 本多敬子

ご挨拶

1. はじめに

昨年度国際活動センター長を拝命し、前センター長大西正悟先生他センターの皆様、日本弁理士クラブの皆様の大きなサポートを頂きながら今年度2年目を迎えさせていただきました。任期も残すところ半年を切りましたが、精一杯務めさせていただきたいと思います。

2. 国際活動センターの組織

国際活動センターは、センター長、副センター長、センター員総勢100名ほどで4つの部会を構成して活動し、さらに各事業の実施においては、事業毎にプロジェクトグループ（PG）を立ち上げてその実行を担っております。

部会は、日本情報発信部、国際政策研究部及び「アジア・オセアニア部」、「欧州・アフリカ部」および「米州部」からなる外国情報部に分かれており、以下のような活動を行っております。

日本情報発信部は、日本の知財情報を海外に向かって発信していく部会です。本年度は広報センターと協力して日本弁理士会の英文ホームページの大改訂を主体的に担当しており、今年度中には新しくなった英文ホームページをご披露することができるように部会員一同部会の時間を超えて活動しております。また、今年度は、新企画として海外の知財諸団体と協力し現地にて日本知財を紹介するセミナー等を企画しており、10月にはその第一弾が米国にて開催されることになっております。さらに、日本情報発信部ではセンター員を対象とするアンケートを作成・実施し、その結果を今後のセンターの運

営及び人材発掘・育成に活かして参りたいと思っております。

国際政策研究部においては、国際会議対応PG 1～3と協働して、世界知的所有権機関（WIPO）、世界税関機関（WCO）等の国際機関で行われる会議における議題について、関連する実務系委員会と連携して詳細な検討と本会における意見集約及び意見発信を行っています。また、5大特許庁会合において開発が進むグローバルドシエ等のプロジェクトの進捗等についても日本国特許庁等のご協力を得て情報収集に努めています。

外国情報部では、担当する各地の知財の研究・情報収集を行い、セミナーなどによる会員への情報発信を行っています。会員に影響のある法改正・プラクティスの変更があった際は各部の担当者が情報確認を行い、必要に応じて会員にメール発信を行っています。また、USPTO、EPO、EUIPO、KIPO、CNIPAなど担当する地域の知財庁とも可能な限り意見交換の場を持ち、ユーザーの意見をお伝えしております。

各部会では、常に新たな力を求めております。日本弁理士クラブの皆様、どうぞお力をお貸しください！

3. 国際活動センターの活動

海外団体・組織との関係においては、これまで定期的に交流を重ねてまいりました団体との良好な関係を維持すると共に新たな団体とも交流が広がっております。特に、アセアン地域では知財システムの整備が進みその発展が目覚ましい中、各国で知財団体も設立されてきております。それらの団体より日

本弁理士会の組織・活動などにつきご興味を持っていただき、説明させていただく機会も多くなりました。以下にこれら活動の一部をご紹介します。

昨年度末には、第8回となりますアジアセミナーをカンボジアで開催し、大変好評のうちに終わることができました。今年度も4月には米国よりAIPLA、6月にはフランスよりCNCPIなど既に多くの知財関係者が来会されました。8月には初めてインドよりインド工業連盟（CII）の知財関係者が来会され、意見交換を行いました。CIIの皆様は初めて海外訪問を行われたとのこと、その訪問先に日本を、そして日本弁理士会を選んでくださったことは大変喜ばしいことと思っております。

7月には、中国銀川において中華商標協会との日中交流会、ソウルにおいて日韓交流会が行われました。9月初めには、初めての事業であるアジアツアーが北京にて行われ、多くの方にご参加いただきました。日本弁理士会のマスコットである“はっぴょん”も初めて海を渡り、中国の出席者に大好評であったとのこと。

9月後半には中華商標協会のご依頼により中国の若手実務者向けの商標のセミナーを、特許庁及び会員の皆様のご協力頂き、大阪と東京で実施させて頂いております。さらに、米国知的財産権者協会（IPO）の年次大会においては昨年度からブースを出展させて頂いておりますが、今年度初めて特許庁

とブースにおいてもプレゼンテーションにおいてもコラボレーションさせて頂けることになり、その成果に期待しております。

10月以降も、BREXITに関するセミナー、ミャンマーから知財関係者の来会（いよいよミャンマーにて知財庁の立上も近いと伺っております）、審査の質に関するSACEPO会議への出席、USPTOとのユーザー会合、AIPLAプレミューティング、EPOセミナー、FICPI来会、欧州知財団体訪問などの事業を予定しており、多くのPGメンバーがこれら事業の実施に一生懸命取り組んでおります。また、12月には、日本で行われますTM 5及びID5のユーザーセッションにも協力させて頂くことになっております。さらに、海外在住の会員にご協力いただいてその国の知財に関する情報をまとめる海外窓口PGも年度末までに完成を目指して活動中です。

4. 最後に

今年度も予算は厳しく削減を余儀なくされた事業もありますが、国際的ハーモナイゼーションが進む中、日本弁理士会の国際的プレゼンスを更に向上できるよう、また世界の動きをタイムリーに会員の皆様にお伝えできるようセンター員一同力を注いでおります。日本弁理士クラブの先生方には、一層のご指導ご鞭撻ご協力を賜れますようお願い申し上げます。

以上



広報センターについて

副センター長 中村 恵子

1. はじめに

日本弁理士会広報センターは、知的財産の保護及び弁理士の業務に関する広報活動を、継続的かつ統一的行うことで知的財産制度の発展に寄与することを目的として、平成22年4月に附属機関として設置されました。広報センターでは、継続性はもとより、計画性、独自性、迅速性を重視し、知的財産制度、弁理士制度等について広く一般に向けた広報活動を行うと共に、日本弁理士会会員（弁理士）に対する広報活動も行っています。

2. 組織の概要

日本弁理士会広報センターは、企画総務部、第1事業部、第2事業部、第3事業部、会誌編集部という5つの事業部を有しています。また、弁理士の認知度向上を目指して、広報戦略ワーキンググループを設立して活動しています。

3. 各事業部及びワーキンググループの概要

(1) 広報企画会議

広報企画会議は、センター長を中心として、副センター長及び各事業部長から構成され、さらに日本弁理士会執行理事会から、広報センター担当副会長、同担当執行理事、会長室長が出席され、広報センターの事業全体の計画と進行状況のチェック、広報センターの事業全体の計画と進行状況のチェック、各事業部間の情報共有を図り、広報センターの意思決定を行っています。

(2) 企画総務部

企画総務部は、広報センターの運営及び活動の企画立案を担当しており、広報センターの中長期的課

題の検討、運営委員の手引き・活動記録の作成、広報担当者の役割や指示系統の明確化の検討を行っています。さらに、各地域会とWebミーティングを行い、広報活動の強化及び連携の強化を行っています。また、知財関連用語の誤用が広がるのを防ぐために、マスコミ向け用語集の作成も行っています。さらに、来年開催予定のパラリンピックとのコラボ企画も検討しています。

(3) 第1事業部

第1事業部は、主に、イベントを活用した広報や、紙媒体を利用した広報を行っています。また、日本弁理士会のマスコットとして親しまれている「はっぴょん」の着ぐるみ制作・貸出、ノベルティの作成、ポスターの企画、日本弁理士会の日本語版及び英字版ロゴマークの作成等を行っています。また、120周年記念式典の記念事業として作成され、好評を博した映像動画データの貸出事業も行う予定です。さらに、小・中学生向けのキャリア教育読本である「おしごと年鑑」(朝日新聞社)に掲載される弁理士紹介の原稿の検討を、第2事業部から引き継ぎました。



「はっぴょん」

(4) 第2事業部

第2事業部は、記者会見、マスコミ対応等、マスメディアを活用した広報を行っています。具体的には、年に十数回に及ぶ記者説明会や記者勉強会の企画及び実施、取材の立合い、メールマガジンの配信、Facebook等のSNSによる情報発信を行っています。

(5) 第3事業部

第3事業部は、印刷部班、HP班、外国語HP班の3班で活動しています。

印刷部班は、広報誌である「パテント・アトニー」(季刊)、「はっぴょん通信」、「ヒット商品はこうして生まれた」等の企画・作成を行っています。また、弁理士を主人公とした漫画「閃きの番人」をHP上で公開していますが、全6話が公開されたことを契機として、単行本化・電子書籍化を検討しています。

HP班は、日本弁理士会の日本語HPの企画・作成を行っています。特に、小学生をターゲットとした弁理士ブランディングサイトの企画・検討、「絆プロジェクト」のランディングページの作成、中小企業向けコンテンツ「社長の知財」等の企画・作成を行っています。

外国語HP班は、日本弁理士会の外国語（現在は英語）HPの企画・作成を行っています。国際活動センターと協力しつつ、HPデザインの企画、SNS等の広報手段の検討を行っています。



「ヒット商品はこうして生まれた」

(6) 会誌編集部

会誌編集部は、日本弁理士会の会誌である月刊誌「パテント」の編集・発行を行っています。具体的

には、各号の特集企画、一般投稿原稿、その他の記事の査読、掲載広告の審査を行っています。また、本年度からパテント寄贈先検討のためのワーキンググループを立ち上げ、より一層の会誌の普及を図っています。



「月刊パテント」

(7) 広報戦略ワーキンググループ

広報戦略ワーキンググループは、平成30年度に立ち上げられ、弁理士の認知度向上に努めています。株式会社電通東日本の協力を得て、エンターテイメント性及びユニークさを前面に押し出した新しい広告媒体を作成しています。本年度は、日本弁理士会のプロモーションビデオの作成、特設サイトの構築、Web広告の内容決定を行っています。プロモーションビデオは、20代～30代の若年層の認知度が高い古坂大魔王氏を起用したミュージックビデオ仕立てとなっています。

4. おわりに

日本弁理士会広報センターは、このように、弁理士制度や知的財産制度の啓発・普及活動を行っています。これからも日本弁理士会広報センターが行う広報活動にご協力・ご注目戴ければ幸いです。また、広報センターの活動内容は多岐に亘っており、会員の皆様の多種多様なバックグラウンドや知識を生かすことができます。今後も、弁理士の認知度の向上や知的財産制度の啓発・普及活動の必要性は高まっていくと思われますので、積極的な会務活動へのご参加をお待ちしております。

以上



知的財産制度改革と日本弁理士政治連盟 (弁政連) の活動について

日本弁理士政治連盟会長 水野 勝文

1. はじめに

「知的財産推進計画2019」では、「価値デザイン社会」の実現を目指して、尖った人材や企業の活躍を後押しし、そのためには、創造された知的財産が適切に保護されるような基盤の整備・強化が欠かせない、等と改革の方向性が示されています。この方向性は、日本弁理士政治連盟が継続して表明してきた、イノベーションの促進・強化とその日本社会への実装化を推進するためには、侵害し得を許さないよう制度改正し、知的財産制度に本来の機能を発揮させるべき、との提言とも軌を一にするもので、どこまで改革が進み現場まで浸透するのか、大きな期待をすると共に、微力ながら引き続き改革を応援したいと考えています。

この改革の流れは、関係者への改革の必要性の理解の浸透に伴って、より強くなっていると確信しています。

2. 本年度の動き

本年度は、意匠権の保護対象の拡充と共に査証制度を創設する特許法等の一部を改正する法律が成立しました。

さらに、この法律の成立に当たっては、衆議院において

「高齢化社会・人口減少社会などの社会問題に対処し、経済産業の活性化を図るため、イノベーションの促進・強化とその日本社会への実装化が極めて重要である。この問題意識に基づき、政府は本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特許法などの知的財産制度を有効に機能させ、かつ、その社会的役割が十分に発揮されるよう、制度の不断の見直しを行うとともに、制度運用の実効性を注視していくこと。

二 いわゆる「懲罰的賠償制度」及び「二段階訴訟制度」の導入については、諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討すること。

三 厳しい国際競争環境の下、懲罰的賠償制度の導入や証拠収集制度の見直し等、諸外国における知的財産制度改革が急激に進展する状況において、諸外国で活動する日本国民が不利になることのないよう注視し、状況の変化に応じてスピード感のある制度改革が実現できるよう、諸外国における関連情報の収集・分析を強化すること。」

との附帯決議がなされ、

また、参議院においても衆議院と同様な項目に加えて、

「二 新たに創設される査証制度については、営業秘密等の保護に留意しつつ、必要な査証が適切に実施され、実効的な権利保護が図られるよう、その運用について適宜検証し、必要な見直しの検討を行うこと。」という文言の入った附帯決議が決議されました。

これらの状況からも十分感じられるように、我々弁理士を取り巻く知的財産制度・弁理士制度の改革・運用改善は、国の政策の下、大きな岐路に立っていると言えるでしょう。

我々知的財産の専門家たる弁理士も政府の政策と改革の動向に着目する必要があると考えます。

3. 平成31年度の弁政連の活動について

このような状況の下、直近の課題としては、

①弁理士法改正の問題（日本弁理士会において改正要望事項について検討中）

②GI(地理的表示)登録申請、品種登録出願など、農林水産省への手続についての弁理士の代理の問題がありますが、上述のような改革の重要性と日本の地域経済の深刻な状況に鑑み、

③イノベーションの促進・強化とその日本社会への実装化を進めるため、知財紛争処理システムを含む知的財産制度改革・運用改善について我々も検討し、応援していくこと

④地域経済の活性化に些かでも貢献できるよう、地方における弁政連活動を模索すること（以前から提言している地方の金融機関との関連も含む）も重要と考えています。

4. 弁政連の存在意義

ところで、上述のような大事な状況にありながら、日本弁理士会は公益特別法人であり、その事業・目的は、弁理士法によって規制されていますので、その活動には自ずと限界があります。自由に政治活動が可能なのではないのです。

そのため昭和49年、弁理士会の斡旋決議により、日本弁理士政治連盟（弁政連）が設立されました。このような事情は他の士業団体においても同様で、主な士業団体では、日本弁理士政治連盟と同様の政治連盟を設立して政治活動をしています。

弁政連の会員は全員弁理士であり、日本弁理士会と密接に協力しながら活動しています。当然、政策提言等においても、弁理士の専門的知見、中小企業の状況や現場の情報を踏まえた意見など、日本弁理士会の意向が反映されることになるのです。

「政治連盟」というと、特定の政治思想や主義・主張、信条を持った人達の集まりというイメージを持たれるかもしれませんが、しかし、日本弁理士政治連盟はそのような団体とは異なります。広く国会議員をはじめ政策関係者に、弁理士としての考え方・提言や弁理士の活動内容を説明し、知的財産制度や

弁理士制度について理解を深めてもらうよう継続的に活動している団体です。

5. 弁政連の基本的活動

日本弁理士政治連盟は、上記の通り、日本弁理士会とは別個の独立した団体として設立されていますので、その会費も日本弁理士会の会費とは別になっています。皆様にも年額20,000円の会費の納入のお願いが行っていると思います。

皆様から頂いた会費を活動費として、まずは、弁理士や弁理士制度・知的財産制度に理解がある国会議員を増やす活動です。日頃からの付き合いが大事で、得られる情報量が違ってきます。検討されている国の政策との関連での弁理士としての考え方や提言、あるいは弁理士の存在意義を説明し、少しでも理解を深めてもらう活動です。

また、具体的な重要法案や政策があれば、担当大臣、副大臣、政務官や担当行政官にも日本弁理士会の考え方や立場を説明し、理解を深めてもらうよう活動をしています。

このため、自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会といった特定の政党に偏ることなく、活動しています。

ただ、これらの活動の広さ、深さは、マンパワーとともに活動費の多寡に縛られているのも現実です。

6. 最後に

我々弁理士の政治力は、決して強いとは言えません。しかし、弁理士は知的財産に関する専門家として、これからの社会に貢献できる存在であると信じています。

だからこそ、知的財産に関わる政策について提言し、かつ、地道な継続した活動によって社会の信頼を得ていく努力が必要だと思えます。

是非、弁政連のホームページをご覧頂きまして、その活動にご理解を下される会員におかれましては、まずは会費の納入によってご支援を頂ければ幸甚です。皆様のご理解とご支援をお願いします。



弁理士制度 120 周年記念事業 実行委員会の報告

委員長 伊 丹 勝

1. はじめに

本年は、弁理士制度120周年の年に当たり、7月1日に、ホテルニューオータニ・鶴の間で記念式典・祝賀会が開催されました。記念事業としては、まだ記念誌の発行が残されていますが、式典・祝賀会が終了したこの時点で、実行委員会の活動について簡単にご報告いたします。

2. 日時、会場、定員の決定

120周年記念事業の準備は、2年前の準備WGから始まり、前年の準備委員会、本年度の実行委員会と変遷し、委員数を6名→13名→29名と徐々に増やしてきました。実行委員会では、①総括、予算担当（須藤浩副委員長）、②式典部会（中村仁部会長）、③祝賀会部会（井澤幹部会長）、④記念誌部会（村上晃一部会長）-の4つの部会に分けました。また、式典、祝賀会のシナリオ作り、申込み処理、受付処理、会計処理等については、経験豊富な外部のコンベンション会社（コングレ）に委託しました。

準備委員会では、開催を2019年7月1日（弁理士の日）と定め、会場としてホテルニューオータニ・鶴の間に決定しました。参加者の人数をこれまでの規模を踏まえて700名（会員500名、同伴者100名、来賓・招待者100名）と設定しました。

3. 記念講演

準備委員会では、式典当日の記念式典に先立つ記念講演をどうするかを議論しました。その結果、2020年東京オリンピック・パラリンピックの1年前でもあり、東京オリンピック及びパラリンピックへの対応という日本弁理士会の施策に合致しているとの理由で、東京オリンピック・パラリンピックをテーマとした講演を行うことに決定しました。講演



者については、市川ルミ委員が組織委員会の関係者とコネクションがあったので、このコネクションを利用して頂きました。組織委員会の中で講演者を選んでもらった結果、組織委員会の武藤敏郎事務総長が講演を行うということになりました。講演のテーマは、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と日本の未来」でした。

4. 記念式典

開催日と会場が決まった直後に、特許庁に協力を仰ぎ、皇族方のお出ましをお願いしました。100周年では、節目の記念式典と言うこともあり、天皇陛下（現上皇陛下）にご臨席頂きました。110周年では、皇太子殿下（現天皇陛下）にご臨席頂きました。

しかし、今回の120周年は、これまでの100周年、110周年と異なり、丁度、天皇陛下の代替わりの時期と重なったため、宮内庁も天皇陛下のご予定を立てにくいという状況でした。また、上皇陛下のご公務を、天皇陛下と秋篠宮皇嗣殿下が引き継がれることになり、ご公務のご負担がお二人に集中してしまったということも前回と異なる状況でありました。そのような事情で、ご臨席頂ける皇族方の決定

までには、時間がかかる結果となりました。最終的に、宮内庁から三笠宮寛仁親王妃信子殿下のお出ましの内示があったのは、令和元年5月8日のことでした。

5月21日に、弁理士会から清水会長、津田副会長と私の3名、特許庁から川上秘書課長、吉越弁理士室長、青鹿弁理士室補佐の3名で宮内庁旧庁舎に参邸しました。その際、信子妃殿下から、福島復興支援やボランティア活動の関係で商標登録をされたご経験についてお話を伺いました。商標登録の難しさや、権利取得の際には、弁理士が特許庁との間に入り大変助かったこと、このような経験をしたので、今回の依頼がきたときに何か不思議な縁があったのかもしれない、とのことでした。まさか皇族方から商標出願のお話しが出てくるとは想像もしていませんでしたので、我々もビックリした次第です。そんな経緯から、信子妃殿下は、式典での「お言葉」に、「弁理士制度の重要性」について、ご自身の経験に基づくメッセージを付け加えたいとのご希望を述べられました。我々にとっては、大変に嬉しいお言葉であり、式典に華を添えるお言葉になると確信しました。

これと併行し、特別来賓として、三権の長と経済産業大臣のご臨席を、それぞれお願いしておりました。信子妃殿下のお成りが決まりましたので、特別来賓として、西村官房副長官（安倍総理大臣の代理）、大島衆議院議長、伊達参議院議長、大谷最高裁長官、世耕経産大臣のご臨席が決定しました。

これに基づき、実行委員会では、各要人の接遇担当を決め、事前のリハーサルで、車寄せから控え室までの案内、特別来賓の妃殿下へのご挨拶、妃殿下及び特別来賓の式典会場までの先導、式典終了後の控え室又は車寄せまでの先導などの動線を確認いたしました。

式典本番では、委員長の開会の辞に続き、清水会長の挨拶、信子妃殿下のお言葉、特別来賓の祝辞に続き、筒井大和先生に特別功労者の代表として清水会長から表彰状が授与されました。その後、WIPOのフランシス・ガリ事務局長からの祝電披露があり、最後に津田副会長の閉会の辞によって、記念式

典はつつがなく終了しました。

なお、司会者は、式典、祝賀会を通じて、式典部会長の中村仁副委員長の紹介で、フジテレビの内田嶺衣奈アナウンサーが担当しました。

5. 祝賀会

祝賀会では、冒頭に、弁理士広報用の動画を流すことにしました。会場を一瞬暗くして、大型モニター画面に注意を引きつけることにより、オープニングセレモニーを際立たせる効果を狙うと共に、弁理士制度の広報を行うためです。祝賀会部会長の井澤副委員長がセンター長を務める広報センターの協力を得ました。動画制作は、電通東日本にお願いしました。今後も広報で使用できるよう内容とし、時間は、冒頭のセレモニーとして適当な2～3分としました。肖像権などの問題をクリアするため、実在の人物を使わず、アニメーションとすることにしました。ストーリーは、小学6年生で空き缶分別機を発明し、特許を取得して、パテントコンテストで受賞した実在の女子生徒がモデルです。祝賀会の冒頭の企画としては好評でした。

また、祝賀会については、多くの政治家が来賓としてご臨席されるので、弁政連の水野会長始め弁政連メンバーに祝賀会部会に入って頂きました。来賓としてご祝辞を頂いた国会議員は、甘利明（自民党）、斉藤鉄夫（公明党）、川内博史（櫻井周代談・立憲民主党）、古川元久（国民民主党）、浅田均（日本維新の会）の各先生でした。この他、来賓として、宗像特許庁長官、住田知財戦略事務局長、高部知財高裁所長、菊池日弁連会長にご祝辞を頂きました。

最後に、古谷元会長の乾杯の挨拶の後、祝宴が始まりました。祝賀会では、全国組織の日本弁理士会であることをアピールするため、各地域会にも協力を頂き、9地域会対抗「地酒」コンテストを実施しました。結果は、四国会が優勝しましたが、どの地域会も、選りすぐりの日本酒や焼酎を出品し、祝賀会参加者も飲み比べを堪能しておりました。

6. 記念誌

この後、実行委員会は、記念誌の発行を残すのみとなります。記念誌については、全会員に配布しよ

うとすると、寄贈分も含めて13,000部の印刷及び送付が必要になり、概算で2,000万円の費用がかかることとなります。このような状況から、実行委員会では、記念誌のペーパーレス化を進め、全会員に電子データで公開する一方、紙媒体を希望する会員については、事前に申込みを受け付け、有償（実費相当）で販売することにしました。記念誌は、現在執筆依頼中です。年度内には発行できるように進めております。

7. キャッチコピー、ロゴマーク

120周年の年に、弁理士会のグッズや名刺などに使用するロゴマークとキャッチコピーを決めました。ロゴマークについては、はっぴょん120周年版を作成しました。このロゴマークについては、必要と思われる分類で商標登録出願を行い、権利取得をしております。また、キャッチコピーについては、会員及び事務局を対象とした応募を行いました。そして、委員会内で選定を行って1位から3位までを決定しました。1位には「知財を支えて120周年」が選出され、祝賀会で受賞者の表彰を行いました。

8. 終わりに

弁理士制度120周年の記念式典、祝賀会の実行にあたり、委員、その他で御協力頂いた日本弁理士クラブの会員、並びに式典、祝賀会にご参加頂いた会員に対し、深く御礼申し上げます。また、日本弁理士クラブの福田幹事長を始め、日弁所属各クラブの幹事長におきましては、会員の式典・祝賀会への参加への働きかけに御協力頂き、有り難うございました。お陰をもちまして、記念式典・祝賀会は、会員367名、同伴者35名、招待者134名の計536名の参加となり、盛大に120周年を祝うことが出来ました。

次の弁理士制度130周年記念に向けて、弁理士の活躍する場が更に広がっていくことを祈念して、この報告を終えたいと思います。

